

閣議決定まで対外非公表

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の 状況に関する報告（案）

令和7年●月

目次

1 総則的事項	
(1) 報告の趣旨及び対象期間	1
(2) 特定秘密の管理体制	
ア 特定秘密保護法の適用対象となる行政機関の範囲及び指定権限の有無	1
イ 各行政機関に置かれた特定秘密管理者	2
2 令和6年中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
(1) 特定秘密の指定の状況	
ア 行政機関別の指定件数及びその推移	4
イ 最も関連性の高い事項別・分野別の指定件数	5
ウ 各行政機関が特定秘密に指定した情報の内容	6
(2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況	
ア 指定の有効期間の満了及び延長の状況	8
イ 指定の理由の点検の状況	9
ウ 指定の解除の状況	10
(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況	11
(4) 違反行為に関する通報の状況	12
(5) 適性評価の実施の状況	
ア 行政機関別の適性評価の実施件数及びその推移	13
イ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数	16
ウ 適性評価に関する苦情申出の状況及び改善事例	16
3 令和6年末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
(1) 特定秘密の指定の状況	
ア 行政機関別の指定件数及びその推移並びに指定の解除等の総件数	18
イ 最も関連性の高い事項別・分野別の指定件数	21
ウ 情報の類型別の指定の状況	24
エ 有効期間別・通算の有効期間別の指定件数	24
オ 指定の解除条件の設定等の状況	25
カ 各行政機関が特定秘密に指定した情報の内容	25
(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数	30
(3) 適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数	33
4 制度の適正な運用の確保に関する事項	
(1) 保護措置に関する検査及び不適正事案の発生の状況	37
(2) 内閣府独立公文書管理監への対応	40
(3) 衆議院及び参議院の情報監視審査会への対応	

ア 情報監視審査会による調査への対応	41
イ 情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘への対応	41
(4) 内閣府独立公文書管理監からの意見	45
(5) 有識者からの意見	
ア 制度の運用一般に関する意見	46
イ 不適正事案に関する意見	48
ウ 国会報告文書の構成や内容に関する意見	49

【資料編】

(参照条文)

○特定秘密の保護に関する法律（抄）	54
○特定秘密の保護に関する法律施行令（抄）	59
○公文書等の管理に関する法律（抄）	61
○自衛隊法（特定秘密保護法附則第4条の規定による改正前の条文）（抄）	61
○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（抄）	62
○国会法（抄）	70
○国家安全保障会議設置法（抄）	70

(各種資料)

資料1 情報保全諮問会議の開催について	71
資料2 情報保全諮問会議構成員	72
資料3 最も関連性の高い「事項の細目」別の特定秘密の指定の状況（令和6年末時点）	73
資料4 特定秘密とみなされた旧防衛秘密の「事項の細目」別の内訳（令和6年末時点）	79
資料5 内閣保全監視委員会の構成等について	80

【凡例】

本稿では、下表のとおり略称を用いる。

特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号)	特定秘密保護法
特定秘密の保護に関する法律施行令 (平成26年政令第336号)	施行令
「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」 (平成26年10月14日閣議決定)	運用基準
公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号)	公文書管理法
重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律 (令和6年法律第27号)	重要経済安保情報保護活用法
特定秘密保護法第12条第2項第1号に定める「特定有害活動」 (下記①の活動、下記②の活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれがあるもの(※いわゆるスパイ活動や大量破壊兵器関連物資の拡散に係る活動等を指す。) ① 公になつていい情報のうち、その漏洩が我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動 ② 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動)	特定有害活動
特定秘密保護法第5条第4項に定める「適合事業者」(物件の製造又は役務の提供を業とする者で、行政機関から同法第8条の規定による特定秘密の提供を受けるための要件として、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していること、その他施行令第13条に定める保護措置の基準に適合するもの)	適合事業者
公文書管理法第7条第1項に規定する「行政文書ファイル管理簿」に記載された、同法第5条第5項に規定する「行政文書ファイル等」のうち、特定秘密である情報を記録するもの	特定行政文書ファイル等

1 総則的事項

(1) 報告の趣旨及び対象期間

特定秘密保護法第19条では、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、国会に報告するとともに、公表するものとされている。また、この報告及び公表に当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者^{*1}の意見を付すこととされている。本報告は、これらの規定に従い行うものである。

本報告の対象期間は、令和6年1月1日から同年12月31日までの間である。

(2) 特定秘密の管理体制

ア 特定秘密保護法の適用対象となる行政機関の範囲及び指定権限の有無

特定秘密保護法附則第3条では、同法の施行後5年の間に特定秘密を保有した実績のない行政機関を政令で定め^{*2}、同法の適用対象から除外する旨規定されている。これを受け、政府は、令和元年12月に施行令を改正し、施行令第1条で、同法第2条に規定する行政機関から除かれる機関を定めた（同年12月11日施行）。当該規定は、以降も、行政機関の新設又は廃止に伴い適時改正され、令和6年末時点で、28機関が同法の適用対象となっている^{*3}。

同法第3条第1項ただし書では、同法の適用対象となる行政機関のうち特定秘密の指定を行わないものを、政令で定める旨規定されている。これを受け、政府は、施行令第2条で、各機関における指定の見込み等を踏まえ、令和6年末時点で、特定秘密の指定権限を有する行政機関を20機関に限定している。

令和6年末時点における同法の適用対象となる行政機関及びその指定権限の有無は、表1のとおりである。

*1 これらの有識者からなる「情報保全諮問会議」が設けられ、本報告に際しては、令和7年6月3日に内閣総理大臣出席の下で会合が行われた。同会議の概要は資料1、構成員は資料2のとおりである。

*2 ここでいう「保有」には、特定秘密に該当する情報を自ら入手し、これを特定秘密として指定する場合と、我が国の安全保障上の必要により、特定秘密保護法第6条の規定に基づき提供を受ける場合がある。一方で、同法第10条（その他公益上の必要による特定秘密の提供）の規定に基づき提供を受けた場合は含まない。

*3 令和2年以降令和6年末までに、カジノ管理委員会の追加（令和2年1月）、新型コロナウイルス感染症対策本部及び国際博覧会推進本部の追加（同年11月）、新型インフルエンザ等対策推進会議の追加（令和3年4月）、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の削除及びデジタル庁の追加（同年9月）、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議の削除（令和4年1月）、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の削除（同年4月）、こども家庭庁の追加（令和5年4月）、新型コロナウイルス感染症対策本部の削除（同年9月）、認知症施策推進本部の追加（令和6年1月）、船舶活用医療推進本部の追加（同年6月）がなされた。

表1 特定秘密保護法の適用対象となる行政機関及び指定権限の有無（令和6年末時点）

特定秘密保護法上の行政機関	指定権限	特定秘密保護法上の行政機関	指定権限	特定秘密保護法上の行政機関	指定権限
国家安全保障会議	○	法務省	○	資源エネルギー庁	○
内閣官房	○	出入国在留管理庁	○	国土交通省	
内閣法制局		公安調査庁	○	気象庁	
内閣府	○	外務省	○	海上保安庁	○
国家公安委員会	○	財務省	○	環境省	
警察庁	○	文部科学省		原子力規制委員会	○
金融庁	○	厚生労働省	○	防衛省	○
消費者庁		農林水産省		防衛装備庁	○
総務省	○	水産庁			
消防庁	○	経済産業省	○		

イ 各行政機関に置かれた特定秘密管理者

行政機関の長は、特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、関係部局の長等を特定秘密管理者に指名するものとされている（施行令第11条第1項第1号・運用基準Ⅱ2）。令和6年末時点における各行政機関の特定秘密管理者は表2のとおりであり、総数は381人である。

表2に掲げる特定秘密管理者が置かれた部局には、特定秘密を当該時点において取り扱っている部局のほか、将来取り扱う場合に備えて特定秘密管理者を置き、管理体制を整えている部局も含まれている。また、特定秘密を主管する部局のほか、主管した実績やその見込みはないものの、専ら同じ行政機関内の他の部局や他の行政機関から特定秘密の提供を受けるため、管理体制を整えている部局もある。総数381人のうち、特定秘密を当該時点において主管している部局の長等である者は、表2のとおり、25人である。

このほか、都道府県警察や適合事業者でも、施行令第12条第1項柱書又は第13条柱書の規定に基づき、国の行政機関と同様、特定秘密の保護に関する業務を管理する者が指名されている（都道府県警察では、全国で部長級職員計48人が指名されている。）。

なお、特定秘密の取扱いは、特定秘密保護法の目的であるところの安全保障上の必要により行われる場合と、内閣府情報保全監察室が行う検証・監察のように、その他の公益上の必要により特定秘密の提供を受け、行われる場合もあり、後者においても、施行令第17条第2号の規定に基づき、その保護に関する業務を管理する者の指名が行われている。

表2 各行政機関に置かれた特定秘密管理者（令和6年末時点）

行政機関	特定秘密管理者（下線を付した者は特定秘密の主管部局の長等）
国家安全保障会議	国家安全保障局長<計1人>
内閣官房	内閣総務官、内閣感染症危機管理監、 <u>国家安全保障局長</u> 、内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（外政担当）、 <u>内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）</u> 、内閣広報官、 <u>内閣情報官</u> 、内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣人事局長<計10人>
内閣法制局	第一部長、第二部長、第三部長、第四部長、総務主幹<計5人>
内閣府	大臣官房総務課長、同公文書管理課長、政策統括官（防災担当）、政策統括官（原子力防災担当）、政策統括官（重要土地担当）、政策統括官（経済安全保障担当）、独立公文書管理監、食品安全委員会事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、 <u>宇宙開発戦略推進事務局長</u> 、総合海洋政策推進事務局長、国際平和協力本部事務局長<計12人>
国家公安委員会	警察庁長官官房国家公安委員会会務官<計1人>
警察庁	警備局長<計1人>
金融庁	金融国際審議官、総合政策局長、総合政策局総括審議官、企画市場局長、監督局長、証券取引等監視委員会事務局長、公認会計士・監査審査会事務局長<計7人>
消費者庁	次長<計1人>
総務省	大臣官房長、自治行政局長、国際戦略局長、情報流通行政局長、 <u>総合通信基盤局長</u> 、サイバーセキュリティ統括官<計6人>
消防庁	次長<計1人>
法務省	<u>大臣官房秘書課長</u> <計1人>
出入国在留管理庁	総務課長、 <u>出入国管理部長</u> 、在留管理支援部長<計3人>
公安調査庁	総務部長、 <u>調査第二部長</u> <計2人>
外務省	<u>大臣官房長</u> 、 <u>総合外交政策局長</u> 、 <u>軍縮不拡散・科学部長</u> 、 <u>アジア大洋州局長</u> 、 <u>南部アジア部長</u> 、 <u>北米局長</u> 、 <u>中南米局長</u> 、 <u>欧州局長</u> 、 <u>中東アフリカ局長</u> 、 <u>アフリカ部長</u> 、 <u>経済局長</u> 、 <u>国際協力局長</u> 、 <u>国際法局長</u> 、 <u>領事局長</u> 、 <u>国際情報統括官</u> 、各在外公館長233人<計248人>
財務省	大臣官房長、主計局長<計2人>
文部科学省	大臣官房人事課長、同総務課長、同会計課長、同政策課長、同国際課長、文教施設企画・防災部長、総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、科学技術・学術政策局長、研究振興局長、研究開発局長、国際統括官<計13人>

厚生労働省	大臣官房長、危機管理・医療技術総括審議官<計2人>
農林水産省	大臣官房長<計1人>
水産庁	漁政部漁政課長<計1人>
経済産業省	大臣官房長、経済産業政策局長、地域経済産業審議官、通商政策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、 <u>製造産業局長</u> 、商務情報政策局長、商務・サービス審議官、電力・ガス取引監視等委員会事務局長、技術総括・保安審議官<計11人>
資源エネルギー庁	次長<計1人>
国土交通省	大臣官房長、政策立案総括審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、上下水道審議官、水管理・国土保全局長、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、国土地理院長<計11人>
気象庁	次長<計1人>
海上保安庁	<u>海上保安監</u> <計1人>
環境省	大臣官房長<計1人>
原子力規制委員会	原子力規制庁長官<計1人>
防衛省	大臣官房長、 <u>防衛政策局長</u> 、 <u>整備計画局長</u> 、人事教育局長、地方協力局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、 <u>統合幕僚長</u> 、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、各地方防衛局長8人<計22人>
防衛装備庁	<u>長官官房審議官</u> 、装備政策部長、 <u>プロジェクト管理部長</u> 、 <u>技術戦略部長</u> 、調達管理部長、調達事業部長、航空装備研究所長、陸上装備研究所長、艦艇装備研究所長、新世代装備研究所長、防衛イノベーション科学技術研究所長、千歳試験場長、下北試験場長、岐阜試験場長<計14人>

2 令和6年中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 行政機関別の指定件数及びその推移

令和6年中は、指定権限を有する20機関のうち8機関が特定秘密を指定し、総件数は48件であった。行政機関別の内訳は表3のとおりである。指定件数が最も多かったのは防衛省で、26件であった。次いで、内閣官房（11件）、警察庁（5件）となっている。

特定秘密保護法第4条第1項では、指定時には5年を超えない範囲内で有効期間を定めるものとされており、48件中、海上保安庁が指定した1件については3年の、これ以外の47件については5年の有効期間が定められた。

運用基準Ⅱ3(3)では、毎年作成する計画や継続的に収集する情報等、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を

定める趣旨に鑑み、対象情報の記述は、例えば「令和〇〇年中に入手した衛星画像情報」のように、期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとされている。48件中、年単位等で期間を区切る方法により指定したものは36件であった。

表3 行政機関別の特定秘密の指定件数（令和2年～6年）

行政機関	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
国家安全保障会議	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
内閣官房	7 (5)	8 (6)	6 (5)	8 (5)	11 (5)
内閣府	0	0	1 (0)	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	4 (4)	4 (4)	4 (4)	6 (6)	5 (5)
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	2 (0)	0	0	1 (0)	0
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	0	0	0	0	0
公安調査庁	2 (2)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
外務省	1 (1)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	32 (24)	29 (25)	25 (23)	32 (26)	26 (21)
防衛装備庁	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	1 (0)
合計	51 (38)	49 (42)	44 (37)	53 (43)	48 (36)

(注) 括弧内の数値は、年単位等で期間を区切る方法により指定した件数で、内数。

イ 最も関連性の高い事項別・分野別の指定件数

特定秘密保護法第3条第1項により、各行政機関は、同法別表に掲げる事項に該当する情報で、非公知かつ特段の秘匿の必要性のあるものを特定秘密に指定するものとされている。同法別表には、特定秘密となり得る23事項が分野別に列挙され、防衛関連の10事項を掲げた第1号、外交関連の5事項を掲げた第2号、特定有害活動の防止関連の4事項を掲げた第3号、テロリズムの防止関連の4事項を掲げた第4号に分かれている。運用基準II 1 (1)では、この23事項の内容を更に限定・細分化した57の「事項の細目」を定めており、これにより、

別表該当性の判断を行うこととされている。

令和6年中に指定された特定秘密の、該当する「事項の細目」別の内訳（該当する「事項の細目」が2以上ある場合は、最も関連性の高い「事項の細目」により分類^{*4}）は、資料3のとおりである^{*5}。

これを同法別表の分野別に示すと、表4のとおりとなり、最も多い分野は第1号で27件、次いで第2号が14件、第4号が4件、第3号が3件であった。

表4 行政機関別・最も関連性の高い該当分野別の指定件数（令和6年中）

行政機関	指定件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動防止関連)	第4号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	1	0	1	0	0
内閣官房	11	0	11	0	0
警察庁	5	0	0	2	3
公安調査庁	2	0	0	1	1
外務省	1	0	1	0	0
海上保安庁	1	0	1	0	0
防衛省	26	26	0	0	0
防衛装備庁	1	1	0	0	0
合計	48	27	14	3	4

ウ 各行政機関が特定秘密に指定した情報の内容^{*6}

(ア) 国家安全保障会議（1件）

国家安全保障会議では、令和6年中に、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和6年中に開催した国家安全保障会議の議論の結論に関する情報（2-①） 1件

(イ) 内閣官房（11件）

内閣官房では、令和6年中に、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 国家安全保障戦略のフォローアップとして実施した政府の対応方針等の検討に関する情報（2-①） 1件

*4 各行政機関が指定を行うときは、指定書において、その情報がどの「事項の細目」に該当するかを明らかにしている。複数の「事項の細目」に該当する場合には、最も関連性の高い1項目を示した上で、併せて、該当するその他の項目も明らかにしている。

*5 資料3では、令和6年末時点における「事項の細目」別の指定件数の内数として、同年中における指定件数を記している。

*6 各情報の末尾の括弧内に記した番号は、資料3における分類の番号である。

- 令和 6 年中に決定された内閣情報調査室と外国の政府又は国際機関との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤） 1 件
- 令和 6 年中に内閣情報調査室が行った外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭） 1 件
- 令和 7 年中における内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（2-⑯） 1 件
- 情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報（2-⑯） 2 件
- 令和 6 年中における内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（2-⑯） 2 件
- 情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報（2-⑰） 3 件

(イ) 警察庁（5 件）

警察庁では、令和 6 年中に、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和 6 年中に収集・分析により得られた、特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報（3-⑥） 1 件
- 令和 6 年中に行った外国の政府又は国際機関との情報協力業務に関する情報（3-⑦） 1 件
- 令和 6 年中に策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（4-①） 1 件
- 令和 6 年中に収集・分析により得られた、テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（4-⑤） 2 件

(ロ) 公安調査庁（2 件）

公安調査庁では、令和 6 年中に、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和 6 年中に特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（3-⑦） 1 件
- 令和 6 年中にテロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（4-⑥） 1 件

(ハ) 外務省（1 件）

外務省では、令和 6 年中に、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和 6 年中に外国の政府又は国際機関から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報（2-⑭） 1 件

(カ) 海上保安庁（1 件）

海上保安庁では、令和 6 年中に、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和 6 年中に行った外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭） 1 件

(キ) 防衛省（26 件）

防衛省では、令和 6 年中に、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和6年度に作成した自衛隊の運用計画等に関する情報（1-③） 1件
- 国家安全保障戦略のフォローアップとして防衛省が行った分析・評価の結果等に関する情報（1-③） 1件
- 国家安全保障戦略において抜本的に強化することとされたスタンド・オフ防衛能力等の運用に関する情報（1-③） 1件
- 我が国周辺地域の安全保障上の利益に影響を及ぼし得る緊急事態への対応に係る防衛省、アメリカ及びオーストラリアによる検討内容に関する情報（1-④） 1件
- 令和6年度中に自ら収集した電波情報等の情報（1-⑤） 8件
- 自ら収集した画像情報等の収集整理に関する計画等の情報（1-⑤） 1件
- 令和5年度中に外国の政府又は国際機関から提供された電波情報等の情報（1-⑥） 1件
- 令和6年度中に外国の政府、国際機関又は外国軍隊等から提供された電波情報等の情報（1-⑥） 7件
- 令和6年度中に作成した外国軍隊等の戦力組成を見積もった情報（1-⑦） 1件
- 令和6年度中に外国の政府又は外国軍隊から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報（1-⑧） 1件
- 令和6年度中における防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り（分析評価又は予測）等に関する情報（1-⑨） 2件
- イスラエルから提供された武器等の仕様、性能等に関する情報（1-⑯） 1件

(イ) 防衛装備庁（1件）

防衛装備庁では、令和6年中に、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 10式戦車の能力向上の検討のためにドイツから提供された情報（1-⑯） 1件

(2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況

ア 指定の有効期間の満了及び延長の状況

特定秘密保護法第4条第2項では、有効期間満了時にも指定の要件を満たしている場合は、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとされている。令和6年中に指定の有効期間を延長した行政機関は11機関であり、延長した件数は388件であった。延長した件数が最も多かったのは防衛省の225件で、次いで、内閣官房が60件、外務省が33件、警察庁が25件、海上保安庁が18件、公安調査庁が14件、総務省及び経済産業省がそれぞれ4件、国家安全保障会議が3件、法務省及び出入国在留管理庁がそれぞれ1件であった。

件数が前年の39件と比べて大きく増加しているが、これは、平成26年の同法の施行時に、施行前から保有されていた重要な安全保障上の秘密（同法の施行に伴い同法の指定がされたものとみなされる旧防衛秘密を含む。）が一斉に特定秘密に指定されたことにより、5年毎に、それらの有効期間の満了時期が到来するからである。

延長の際に設定された有効期間は、防衛省が延長したもののうち1件は1年、海上保安庁

が延長したもののうち4件と警察庁が延長したもののうち1件は3年、これ以外の382件は5年であった（24頁脚注21参照）。

延長を行わず、令和6年中に指定の有効期間が満了した件数は10件であった。その内訳は、警察庁が3件、防衛省が7件であり、警察庁では、

- 特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（4-①） 1件
- テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（4-⑤） 2件

の有効期間が、防衛省では、

- 防衛の用に供する暗号に関する情報（1-⑭） 7件

の有効期間が満了となつた⁷。

イ 指定の理由の点検の状況

特定秘密保護法第3条第1項では、①その情報が同法別表に掲げる事項に該当することのほか、②公になっていないこと、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要であることが、指定の要件とされている。運用基準Ⅲ2(1)では、指定の理由を年1回以上定期的に点検するとともに、必要のあるときは臨時に点検し、指定の要件を満たしていないと認めたときは、速やかに指定を解除するものとされている。

点検に当たっては、特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況（要件②関係）や、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化（要件③関係）等を確認するなどし（例えば、現在も有効な見積り、計画等に関するものであるか、外国政府等との関係を維持する必要があるかなどを確認）、指定の要件の充足性を判断している。行政機関別の令和6年中における点検状況及びその結果は、表5のとおりである。

表5 指定の理由の点検の状況（令和6年中）

行政機関	実施時期	点検件数	点検結果
国家安全保障会議	12月	11件	指定の要件を満たしていることを確認した。
内閣官房	4月	1件	同上
	11月	118件	
	12月	9件	
内閣府	6月	1件	同上
	12月	1件	
警察庁	10月	58件	同上

*7 警察庁においては、当該3件の関連文書を他の秘密区分により引き続き保有・管理している。防衛省においては、当該7件の暗号規約の入った媒体をすべて廃棄した。

	12月	9件	
総務省	4月	4件	同上
	12月	10件	
法務省	1月	1件	同上
	12月	1件	
出入国在留管理庁	3月	1件	同上
	12月	1件	
公安調査庁	12月	36件	同上
外務省	6月	4件	1件の指定を解除した。その他については指定の要件を満たしていることを確認した。
	10月	1件	
	11月	4件	
	12月	42件	
経済産業省	7月	4件	指定の要件を満たしていることを確認した。
海上保安庁	12月	25件	同上
防衛省	2月	11件	同上
	3月	2件	
	5月	1件	
	6月	22件	
	7月	356件	
	8月	71件	
	10月	3件	
	11月	212件	
	12月	11件	
防衛装備庁	6月	9件	同上
	7月	1件	
	11月	1件	
	12月	11件	

(注) 令和6年中の遅い時期に指定したものなど、指定の時期によって同年中の点検対象とされていない特定秘密が警察庁で2件、防衛省で6件、防衛装備庁で1件ある。

ウ 指定の解除の状況

特定秘密保護法第4条第1項では、指定の要件が充足されているかどうかを定期的に確認するため、指定に際しては5年以内の有効期間を定め、指定の要件を欠くに至った場合は、同条第7項の規定により有効期間内であっても速やかに指定を解除するものとされている。

令和6年中に特定秘密の指定を解除した件数は、全体で1件であった。外務省で、

○ 公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報（2-⑯） 1件

の指定を、装置の運用を終了し、暗号が全て廃棄され、その暗号技術を他の暗号へ応用しないことを確認したため、解除した。

以上のはか、内閣官房で、

- 情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報（2-⑯） 1件について、当該暗号を用いる人工衛星の運用が終了したため、また、警察庁で、
- 海外との連絡に用いる暗号に関する情報（3-⑩） 1件について、対象情報を適切に管理できるよう期間を区切るため、それぞれ、指定の一部を解除した*8。

(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況

特定秘密である情報又は特定秘密であった情報が記録された行政文書についても、公文書管理法の規定が適用される。よって、その保存期間満了時には、同法に基づく移管又は廃棄が行われる。

令和6年中に、以前に特定行政文書ファイルであったものを、同法に基づき国立公文書館その他の施設に移管した件数、それらを廃棄した件数は、いずれも0件であった。

また、令和6年中、内閣官房では、

- 国家安全保障会議の議論の結論に関する情報
- 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容に関する情報
- 外国の政府等との情報協力業務
- 内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報
- 情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報

に係る特定行政文書ファイル12件を廃棄し、公安調査庁では、

- 外国の政府等との情報協力業務

に係る特定行政文書ファイル2件を廃棄し、防衛省では、

- 我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報
- 部隊の運用計画等に関する情報
- 電波情報、画像情報等に関する情報
- 電波情報、画像情報等の情報を分析して得られた情報
- 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報
- 防衛力の整備計画等に関する情報
- 防衛の用に供する通信網の構成に関する情報

*8 指定した特定秘密の一部について、指定の要件を欠くに至ったときは、元の指定を維持したまま、当該特定秘密の指定の一部を解除するものとしている（運用基準Ⅲ 2 (2)）。

に係る特定行政文書ファイル389件を廃棄し、総廃棄件数は403件であった^{*9*10}。

令和6年中に緊急廃棄^{*11}された文書の件数は、全体で0件であった。

なお、令和6年6月に、衆議院の情報監視審査会から各行政機関に対し、特定秘密が記録された保存期間が1年未満の行政文書の令和5年中における廃棄状況に関する資料の提出の求めがあり、全体で719,136件の「別途、正本が管理されている行政文書の写し」等^{*12}を廃棄したことを示す資料を提出した。

(4) 違反行為に関する通報の状況

運用基準V 4では、特定秘密の取扱いの業務を行う者（若しくは過去に行っていた者又は法令の規定に基づき提供された特定秘密を知得した者）が、法令に違反した特定秘密の指定等の事例を認知した場合に、その旨の通報を行うことができるよう、内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、通報の受付及び処理を行う窓口を設けることとされている^{*13}（適性評価については別の苦情受理窓口を設置）。

この通報は、「特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するとき」に行うものと運用基準に定められているが、参議院情報監視審査会の年次報告書（令和5年6月）において、「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る防衛省への情報提供は、運用基準に定められた通報として処理されなかった。（※中略）特定秘密の漏えいについても情報提供を受け付けるよう、制度の改善を検討すること」と指摘されたことを受け、令和6年1月より、それ以外の違反行為（例えば、特定秘密の漏えい、漏えいの教唆、執務場所への立入り及び機器の持込みの制限、電子計算機の使用の制限、特定秘密の伝達方法の制限その他各行政機関が定める保護措置の実施に関する規程に定める保護措置に係る違反行為など）に係る通報があった場合も、従前

*9 特定行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、内閣府独立公文書管理監による保存期間満了時の措置の検証・監察で廃棄が妥当と認められるとともに、公文書管理法に基づき内閣総理大臣の同意を得なければならない（行政文書の管理に関するガイドラインの細目等を定める公文書管理課長通知（令和4年2月10日内閣府大臣官房公文書管理課長）「1-6 行政文書の保存期間の延長、移管、廃棄について」6(2)）。

*10 内閣府独立公文書管理監による保存期間満了時の措置（廃棄）を妥当とする旨の通知は、内閣官房の12件については令和3年3月26日及び令和4年3月23日に、公安調査庁の2件については令和5年3月22日に、防衛省の389件については令和4年3月23日にそれぞれ行われた。

*11 特定秘密である情報が記録された文書、図画、物件等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適當な手段がないと認められる場合における焼却、破碎などの方法による当該文書等の廃棄をいう（施行令第11条第1項第10号）。

*12 「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）第4-3(6)において、保存期間を1年未満とができる行政文書の類型が例示されている。

*13 内閣府独立公文書管理監に対する通報は、各行政機関で調査を行わない旨の通知又は調査結果の通知を受けた後でなければ、原則行うことができない。ただし、行政機関に通報すれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合等は、この限りでない（運用基準V 4(2)イ(1)）。

の通報の対象に準じて当該窓口で処理することとなっている。

令和6年中にこれらの通報窓口に寄せられた通報の件数は1件（内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対するもの。調査の結果、違反行為は確認されなかった（令和7年3月公表））であった。

なお、全ての行政機関が、関係職員を対象に定期的に実施している秘密保全教育の機会に、資料を用いて説明するなどして本制度及び通報の方法の周知を図っている。

(5) 適性評価の実施の状況

ア 行政機関別の適性評価の実施件数及びその推移

特定秘密保護法第11条及び第12条では、特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行うことが見込まれる職員及び従業者について、各行政機関がその漏えいのおそれの有無に関する評価（適性評価）を実施し、そのおそれがないと認められた者に限って行わせることとされている。

令和6年中に適性評価を実施した行政機関は、同法の適用対象となる28機関のうち26機関であり^{*14}、その件数は全体で35,843件であった^{*15}。このうち、国の行政機関又は都道府県警察の職員を対象としたものは35,002件^{*16}、適合事業者の従業者を対象としたものは841件であった。行政機関別の内訳は、表6のとおりである。実施件数が最も多かったのは防衛省（32,302件）で、次いで警察庁（都道府県警察分を含む。1,029件）、内閣官房（677件）、防衛装備庁（508件）、外務省（368件）となっている。

以上のうち、7件については特定秘密を漏らすおそれがないとは認められなかった（全て行政機関の職員を対象としたもの）。

*14 適性評価を実施するのは特定秘密を指定している行政機関に限らず、特定秘密保護法第6条第1項又は第7条第1項の規定により他機関から特定秘密の提供を受ける行政機関も含まれる。

*15 適性評価の実施件数は、結果を評価対象者に通知した件数を計上しており、評価対象者の同意が得られず実施されなかつたり、同意の取下げ等により手続が中止されたりしたものは含まれない。

*16 適性評価を経て特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が人事異動等により別の行政機関の職員となり、そこでも特定秘密の取扱いの業務を行う場合、改めて当該行政機関の長による適性評価を受けるが、その場合においては、各行政機関においてそれぞれ実施件数を計上した。

表6 行政機関別の適性評価の実施件数（令和2年～6年）

行政機関	令和2年			令和3年			令和4年		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
国家安全保障会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣官房	784	406	378	622	370	252	600	367	233
内閣法制局	2	2	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	51	51	0	48	48	0	61	61	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1,152	1,152	0	975	975	0	1,050	1,050	0
警察庁	331	331	0	217	217	0	214	214	0
都道府県警察	821	821	0	758	758	0	836	836	0
金融庁	2	2	0	3	3	0	3	3	0
消費者庁	6	6	0	7	7	0	0	0	0
総務省	24	24	0	18	18	0	61	61	0
消防庁	13	13	0	11	11	0	12	12	0
法務省	6	6	0	7	7	0	6	6	0
出入国在留管理庁	11	11	0	15	15	0	12	12	0
公安調査庁	76	76	0	69	69	0	78	78	0
外務省	509	504	5	290	269	21	286	284	2
財務省	72	72	0	74	74	0	96	96	0
文部科学省	15	11	4	50	46	4	36	31	5
厚生労働省	11	11	0	1	1	0	19	19	0
農林水産省	14	14	0	5	5	0	19	19	0
水産庁	17	17	0	15	15	0	14	14	0
経済産業省	46	46	0	53	53	0	65	65	0
資源エネルギー庁	4	4	0	6	6	0	7	7	0
国土交通省	36	36	0	36	36	0	30	30	0
気象庁	6	6	0	8	8	0	8	8	0
海上保安庁	197	197	0	186	186	0	222	222	0
環境省	1	1	0	10	10	0	7	7	0
原子力規制委員会	9	9	0	0	0	0	9	9	0
防衛省	55,841	55,562	279	24,376	23,987	389	19,857	19,694	163
防衛装備庁	1,053	404	649	717	266	451	1,025	274	751
合計	59,958	58,643	1,315	27,602	26,485	1,117	23,583	22,429	1,154

行政機関	令和5年			令和6年		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
国家安全保障会議	0	0	0	0	0	0
内閣官房	767	511	256	677	498	179
内閣法制局	0	0	0	1	1	0
内閣府	54	54	0	113	113	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察庁	1,007	1,007	0	1,029	1,029	0
警察庁	228	228	0	261	261	0
都道府県警察	779	779	0	768	768	0
金融庁	2	2	0	9	9	0
消費者庁	9	9	0	6	6	0
総務省	31	31	0	59	59	0
消防庁	15	15	0	14	14	0
法務省	7	7	0	7	7	0
出入国在留管理庁	10	10	0	16	16	0
公安調査庁	81	81	0	68	68	0
外務省	354	348	6	368	365	3
財務省	96	96	0	131	131	0
文部科学省	16	12	4	9	9	0
厚生労働省	35	35	0	14	14	0
農林水産省	12	12	0	30	30	0
水産庁	49	49	0	46	46	0
経済産業省	55	55	0	62	62	0
資源エネルギー庁	7	7	0	11	11	0
国土交通省	33	33	0	100	100	0
気象庁	6	6	0	5	5	0
海上保安庁	266	266	0	234	234	0
環境省	8	8	0	9	9	0
原子力規制委員会	8	8	0	15	15	0
防衛省	20,403	20,060	343	32,302	32,005	297
防衛装備庁	1,238	296	942	508	146	362
合計	24,569	23,018	1,551	35,843	35,002	841

イ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数

特定秘密保護法第12条第3項において、適性評価は、評価対象者に対し、

- ① 同条第2項各号に掲げる7事項^{*17}について調査を行う旨
- ② 調査に必要な範囲で、本人若しくは関係者に対する質問、本人に対する資料の提出の求め、又は公務所若しくは公私の団体に対する照会を行うことがある旨
- ③ 同条第1項第3号に該当する者^{*18}として手続を行おうとする場合は、その旨

を告知した上で、その同意を得て実施するものとされており、評価対象者が同意しない限り、行政機関は適性評価を実施することはできない。

令和6年中に評価対象者が適性評価の実施について同意をしなかった件数は全体で14件であり、その内訳は、表7のとおり、防衛省が13件、外務省が1件（全て行政機関の職員を対象としたもの）であった。

また、運用基準IV 4 (4)において、この同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、取り下げることができるものとされている。

令和6年中に同意が取り下げられた件数は全体で0件であった。

ウ 適性評価に関する苦情申出の状況及び改善事例

特定秘密保護法第14条第1項において、評価対象者は、通知された適性評価の結果その他当該対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができるものとされている。また、運用基準IV 8 (4)ウにおいて、苦情処理の結果、適性評価の手続等が法令若しくは運用基準の規定に違反し、又は適正を欠いていると認めるときは、苦情処理責任者は、適性評価実施責任者に改善を求めるものとしている。

令和6年中における適性評価に関する苦情申出の件数及び改善事例の報告件数は、いずれも全体で0件であった。

*17 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経験に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項並びに信用状態その他の経済的な状況に関する事項を指す。

*18 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるものを指す。

表7 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数（令和2年～6年）

行政機関	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
内閣官房	0	0	0	1	0
内閣法制局	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	1	0
警察庁	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	2	0
総務省	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	1
財務省	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	1	0
経済産業省	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
国土交通省	1	0	0	1	0
気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	4	3	2	16	13
防衛装備庁	0	0	0	1	0
合計	5	3	2	23	14

(注) 令和5年中の防衛装備庁の1件は適合事業者の従業者で、それ以外は全て行政機関の職員である。

3 令和6年末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 行政機関別の指定件数及びその推移並びに指定の解除等の総件数

令和6年末時点において、指定権限を有する20の行政機関のうち特定秘密を指定しているのは13機関であり、指定されている特定秘密の件数は全体で計788件であった。

令和5年末時点の件数は751件であったところ、令和6年中に、新たに指定された48件が加わる一方、指定が解除された1件及び指定の有効期間が満了となった10件が除かれたものである。行政機関別の内訳は、表8及び図（表8関係）のとおりである。

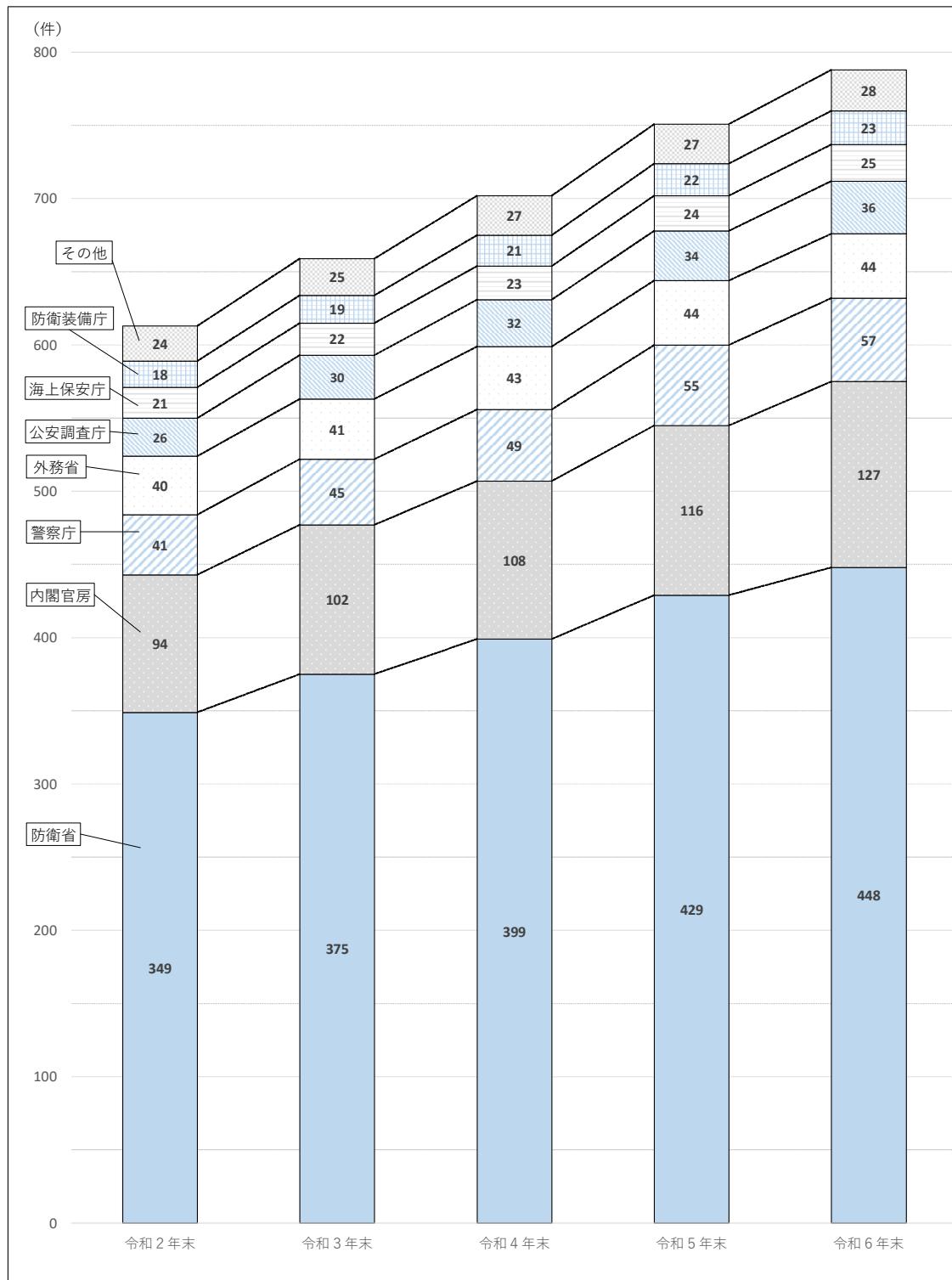
行政機関ごとの件数を見ると、最も多いのは防衛省で448件である。次いで内閣官房（127件）、警察庁（57件）、外務省（44件）となっている。

表9のとおり、特定秘密保護法が施行された平成26年12月10日から令和6年末までの間に行われた指定の総件数は858件であり、その間に26件の指定が解除され、44件の有効期間が満了した。これにより、令和6年末時点の総件数が788件となったものである（同期間中ににおける有効期間の延長の総件数は延べ931件）。

表8 毎年末時点における行政機関別の特定秘密の指定件数（令和2年～6年）

行政機関	令和2年末 時点	令和3年末 時点	令和4年末 時点	令和5年末 時点	令和6年末 時点
国家安全保障会議	7	8	9	10	11
内閣官房	94	102	108	116	127
内閣府	0	0	1	1	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	41	45	49	55	57
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	11	11	11	10	10
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	1	1	1	1	1
出入国在留管理庁	1	1	1	1	1
公安調査庁	26	30	32	34	36
外務省	40	41	43	44	44
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	21	22	23	24	25
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	349	375	399	429	448
防衛装備庁	18	19	21	22	23
合計	613	659	702	751	788

図（表8関係） 毎年末時点における行政機関別の特定秘密の指定件数（令和2年～6年）



(注) 「その他」は、国家安全保障会議、内閣府、総務省、法務省、出入国在留管理庁及び経済産業省

表9 法施行日以降に行った特定秘密の指定並びに指定の解除、満了及び延長の総件数
(令和6年末時点)

行政機関	総指定件数	総解除件数	総満了件数	総延長件数
国家安全保障会議	11	0	0	9
内閣官房	127	0	0	146
内閣府	1	0	0	0
警察庁	67	4	6	60
総務省	12	2	0	11
法務省	1	0	0	2
出入国在留管理庁	1	0	0	2
公安調査庁	36	0	0	38
外務省	50	6	0	72
経済産業省	4	0	0	8
海上保安庁	25	0	0	46
防衛省	499	13	38	520
防衛装備庁	24	1	0	17
合計	858	26	44	931

(注1) 指定した特定秘密の一部について指定の要件を欠くに至り、元の指定を維持したままその一部を解除した場合は、「総解除件数」に計上していない。

また、指定の有効期間が満了するときに、その一部が指定の要件を満たさなくなり、当該一部については指定の有効期間を延長せず、残余部分について指定の有効期間を延長した場合は、「総満了件数」には計上せず、「総延長件数」に計上した。

(注2) 複数回延長がなされている場合は、「総延長件数」に重複して計上した。

イ 最も関連性の高い事項別・分野別の指定件数

令和6年末時点で指定されている特定秘密の、該当する「事項の細目」（特定秘密保護法別表に掲げられた23の指定対象事項の内容を、運用基準Ⅱ1(1)において更に限定・細分化したもの）別の内訳（該当する「事項の細目」が2以上ある場合は、最も関連性の高い「事項の細目」により分類*19）は、資料3のとおりである。

これを同法別表の分野別に示すと表10のとおりとなり、最も該当の多い分野は防衛関連の第1号が471件、次いで外交関連の第2号が227件、特定有害活動の防止関連の第3号が54件、テロリズムの防止関連の第4号が36件である。その推移は、表11及び図（表11関係）のとおりである。

*19 各行政機関が指定を行うときは、指定書において、その情報がどの「事項の細目」に該当するかを明らかにしているが、複数の「事項の細目」に該当する場合には、最も関連性の高い1項目を示した上で、併せて、該当するその他の項目も明らかにしている（注釈5参照）。

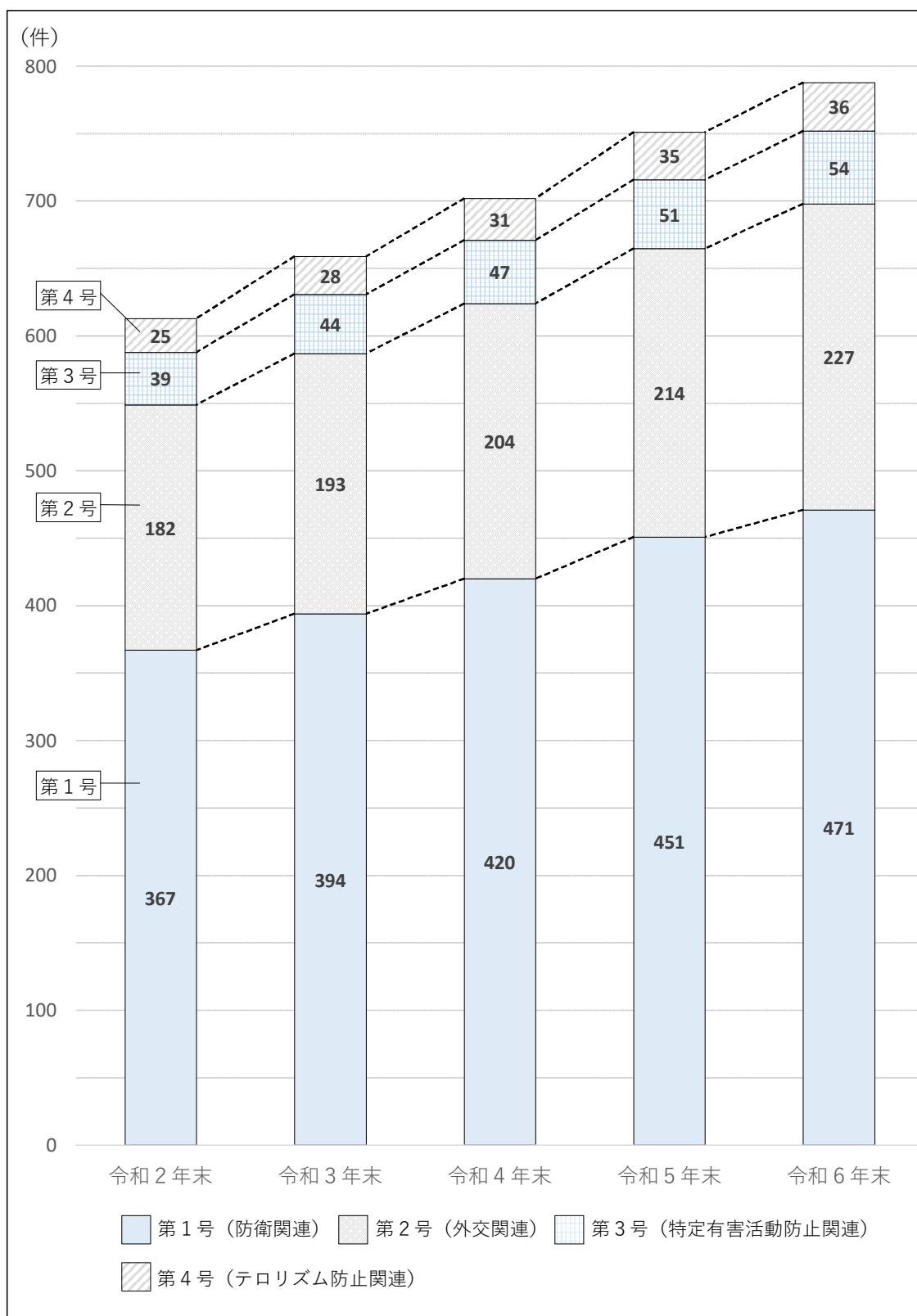
表10 行政機関別の最も関連性の高い分野別の特定秘密の指定件数（令和6年末時点）

行政機関	指定件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動防止関連)	第4号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	11	0	11	0	0
内閣官房	127	0	126	0	1
内閣府	1	0	1	0	0
警察庁	57	0	0	35	22
総務省	10	0	10	0	0
法務省	1	0	1	0	0
出入国在留管理庁	1	0	1	0	0
公安調査庁	36	0	6	19	11
外務省	44	0	42	0	2
経済産業省	4	0	4	0	0
海上保安庁	25	0	25	0	0
防衛省	448	448	0	0	0
防衛装備庁	23	23	0	0	0
合計	788	471	227	54	36

表11 毎年末時点における最も関連性の高い分野別の指定件数（令和2年～6年）

		令和2年末時点	令和3年末時点	令和4年末時点	令和5年末時点	令和6年末時点
法別表 の分野	第1号(防衛関連)	367	394	420	451	471
	第2号(外交関連)	182	193	204	214	227
	第3号(特定有害活動防止関連)	39	44	47	51	54
	第4号(テロリズム防止関連)	25	28	31	35	36
合計		613	659	702	751	788

図（表11関係） 毎年末時点における最も関連性の高い分野別の指定件数
(令和2年～6年)



ウ 情報の類型別の指定の状況

令和6年末時点において指定されている特定秘密の類型で多いものは、暗号に関する情報が116件、情報収集衛星に関する情報が114件、武器等の仕様、性能等に関する情報が79件である。これら3類型の情報の指定件数を合計すると275件となる（暗号に関する情報と情報収集衛星に関する情報に重複するものが34件ある。）。

エ 有効期間別・通算の有効期間^{*20}別の指定件数

特定秘密保護法第4条第1項では、特定秘密の指定をするときは、5年以内の有効期間を定めるものとされ、運用基準II 4(1)において、当該情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとされている。

令和6年末時点において指定されている特定秘密788件のうち、5年の有効期間が設定されたものが770件と最も多く、このほか3年とされたものが12件、1年とされたものが1件、さらに、有効期間満了日を年度末にするため2年3月とされたものが5件あった^{*21}。

指定当初からの通算の有効期間別で見ると、表12のとおり、5年未満であるものが2件、5年以上10年未満であるものが233件、10年以上15年未満であるものが218件、15年以上であるものが335件となる。

表12 指定当初からの通算有効期間別の指定件数（令和6年末時点）

通算有効期間	件数	通算有効期間	件数	通算有効期間	件数
1年未満	0	7年以上8年未満	0	14年以上15年未満	0
1年以上2年未満	0	8年以上9年未満	0	15年以上16年未満	335
2年以上3年未満	0	9年以上10年未満	3		
3年以上4年未満	2	10年以上11年未満	205		
4年以上5年未満	0	11年以上12年未満	7		
5年以上6年未満	227	12年以上13年未満	2		
6年以上7年未満	3	13年以上14年未満	4		

*20 通算の有効期間とは、最初の指定時期から最新の指定の有効期間が満了する時期までの期間のことである。例えば、特定秘密保護法施行時の平成26年12月に指定し、5年の有効期間を設定した特定秘密で、5年後の令和元年12月に有効期間を5年延長し、さらに令和6年12月に再度5年延長したものは、現在の有効期間の満了時期は令和11年12月であり、通算の有効期間は平成26年12月から令和11年12月までの15年となる。

*21 警察庁が、海外との連絡に用いる暗号に関する情報（3-⑩）について、海上保安庁が、外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）について、3年の有効期間を設定した。また、防衛省が、暗号に関する情報（1-⑭）について、1年の有効期間及び2年3月の有効期間を設定した。月単位で設定したのは、暗号の運用停止が予定されている年の年度末を有効期間の満了日とするためである。

オ 指定の解除条件の設定等の状況

運用基準Ⅱ 3 (3) 及び(4)において、特定秘密指定書^{*22}における対象情報の記述は、必要に応じ、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにし、また、指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとされている。

令和 6 年末時点において指定されている特定秘密788件のうち、指定を解除すべき条件を設定しているのは200件であった^{*23}。

また、運用基準Ⅲ 2 (3)において、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとされている。

内閣官房では、国内における大規模な被害を伴う災害や事故等の発生に際し、情報収集衛星の画像が被災等の状況の早期把握や被災者等の迅速な救助・避難等に資すると判断された場合には、その加工処理画像を内閣官房のウェブサイトに掲載するなどして、国民に公開している^{*24}。

カ 各行政機関が特定秘密に指定した情報の内容^{*25}

(ア) 国家安全保障会議 (11件)

国家安全保障会議では、令和 6 年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定して

*22 指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるよう具体的に記述するとともに、指定の理由を記すものとされている（運用基準Ⅱ 3 (2)）。

*23 解除すべき条件を設定している情報の類型及びその解除条件は、次のとおりである。

- 暗号に関する情報112件（内閣官房34件、警察庁 1 件、防衛省76件及び防衛装備庁 1 件）：当該暗号装置の運用を終了し、かつ、他の運用中の暗号を推察されるおそれがなくなったと確認されたときなど
- 内閣官房から特定秘密保護法施行前に提供を受けていた衛星画像関連情報58件（警察庁11件、法務省 1 件、出入国在留管理庁 1 件、公安調査庁 6 件、外務省19件、経済産業省 4 件、海上保安庁14件及び防衛省 2 件）：内閣官房における指定の有効期間が満了したとき又は指定が解除されたとき
- 在日米軍が使用する周波数に関する情報10件（総務省）：在日米軍より特段の扱いを求められなくなったとき
- 外国の政府との共同研究に関する取決め等に基づき提供される情報12件（防衛省 4 件及び防衛装備庁 8 件）：当該外国の政府において我が国の特定秘密に相当する秘密区分の指定が解除されたとき
- テロリズムの防止に関して収集した情報 7 件（警察庁）：対象団体・個人のテロリズムの実行の意思・能力について特段の措置を要する必要がないことが確認されたとき
- 部隊の戦術又は運用に関する情報 1 件（警察庁）：当該部隊の戦術を用いることがなくなり、又は当該部隊の運用を行うことがなくなったとき

*24 例えば、令和 6 年能登半島地震、令和 2 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、平成30年北海道胆振東部地震及び平成29年 7 月九州北部豪雨等の被災地域等の加工処理画像を公開している。

*25 各情報の末尾の括弧内に記した番号は、資料 3 における分類の番号である。

おり、総件数は11件であった。

- 国家安全保障会議の議論の結論に関する情報（2-①） 11件

(イ) 内閣官房（127件）

内閣官房では、令和6年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は127件であった。

- 我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報（2-①） 3件
- 外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報（2-①） 1件
- 国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報（2-②） 1件
- 特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報（2-④） 4件
- 内閣情報調査室と外国の政府又は国際機関との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤） 11件
- 領域保全の措置及び方針に関する情報（2-⑫） 2件
- 内閣情報調査室と外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭） 11件
- 内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（2-⑯） 23件
- 情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報（2-⑯） 14件
- 内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（2-⑯） 22件
- 情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報（2-⑰） 34件
- 國際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報（4-⑧） 1件

(ウ) 内閣府（1件）

内閣府では、令和6年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は1件であった。

- 日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定により、アメリカ合衆国国防省から提供された宇宙領域に係る秘密軍事情報（2-⑭） 1件

(イ) 警察庁（57件）

警察庁では、令和6年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は57件であった。

- 特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報（3-⑥） 7件
- 外国の政府又は国際機関との情報協力業務に関する情報（3-⑦） 11件
- 内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（3-⑨） 11件

- 警察の人的情報源等となった者に関する情報（3-⑨） 5件
- 海外との連絡に用いる暗号に関する情報（3-⑩） 1件
- 特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（4-①） 4件
- テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（4-⑤） 18件

(才) 総務省（10件）

総務省では、令和6年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は10件であった。

- 在日米軍が使用する周波数に関する情報（2-⑤） 10件

(才) 法務省（1件）

法務省では、令和6年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は1件であった。

- 領域保全の措置及び方針に関する情報（2-⑫） 1件

(才) 出入国在留管理庁（1件）

出入国在留管理庁では、令和6年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は1件であった。

- 領域保全の措置及び方針に関する情報（2-⑫） 1件

(才) 公安調査庁（36件）

公安調査庁では、令和6年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は36件であった。

- 内閣情報調査室から得た外国の政府又は国際機関との情報協力業務に関する情報（2-⑤） 1件

- 内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（2-⑯） 5件

- 特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報（3-⑥） 4件

- 特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（3-⑦） 11件

- 人的情報収集に関する情報（3-⑨） 4件

- テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（4-⑥） 11件

(才) 外務省（44件）

外務省では、令和6年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は44件であった。

- 拉致問題に関する情報（2-①） 1件

- 日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報（2-①） 1件

- 周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報（2-①） 1件

- 我が国の安全保障政策についての基本的事項に係る検討の内容に関する情報（2－①） 1件
- 東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報（2－②） 1件
- 北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報（2－②） 1件
- 内閣情報調査室から得た外国の政府又は国際機関との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2－⑤） 4件
- 大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報（2－⑤） 1件
- 北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報（2－⑯） 1件
- 外国の政府又は国際機関から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報（2－⑰） 11件
- 内閣情報調査室から得た外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2－⑲） 4件
- 日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報（2－⑳） 1件
- 内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（2－㉑） 11件
- 公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報（2－㉒） 3件
- 国際テロリズムに関して外国の政府又は国際機関から総合外交政策局に対し提供のあった情報（4－⑥） 1件
- 国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報（4－⑧） 1件

(コ) 経済産業省（4件）

経済産業省では、令和6年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は4件であった。

- 内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（2－㉑） 4件

(㊂) 海上保安庁（25件）

海上保安庁では、令和6年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は25件であった。

- 内閣情報調査室から得た外国の政府又は国際機関との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2－⑤） 2件
- 外国の政府との情報協力業務に関する情報（2－⑭） 11件
- 内閣情報調査室から得た外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2－⑲） 1件
- 内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（2－㉑） 11件

(シ) 防衛省（448件）

防衛省では、令和6年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており（特定秘密保護法の施行時にみなし指定された旧防衛秘密^{*26}を含む。）、総件数は448件であった。

同法の施行時に旧防衛秘密の246件が特定秘密として指定されたものとみなされたところ、令和6年末までに、そのうち9件の指定が解除され、36件の指定の有効期間が満了した結果、同年末時点においては以下の201件となっている。それらの該当する「事項の細目」ごとの内訳は、資料4のとおりである

- 自衛隊の運用計画等に関する情報（1-①、1-②、1-③及び1-④） 39件
- 電波情報、画像情報等に関する情報（1-⑤、1-⑥、1-⑦及び1-⑧） 31件
- 防衛力の整備計画等に関する情報（1-⑨、1-⑩及び1-⑪） 10件
- 防衛の用に供する通信網の構成に関する情報（1-⑬） 1件
- 防衛の用に供する暗号に関する情報（1-⑭） 63件
- 武器等の仕様、性能等に関する情報（1-⑮及び1-⑯） 57件

以上の旧防衛秘密に加え、防衛省では、同年末時点において、以下の247件の情報を特定秘密として指定している。

- 防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報（1-③）
1件
- サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の活動に関する情報（1-③） 1件
- 自衛隊の運用計画等に関する情報（1-③） 40件
- 国家安全保障戦略に基づく指針・施策等を実施していくための検討の内容に関する情報（1-③） 2件
- 自衛隊の運用についての外国の軍隊との運用協力に関する情報（1-④） 2件
- 内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（1-⑤） 1件
- 自ら収集した電波情報等の情報（1-⑤） 77件
- 外国の政府、国際機関又は外国軍隊等から提供された電波情報等の情報（1-⑥）
55件
- 宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報（1-⑥） 2件
- 日米韓におけるミサイル警戒データに関する情報（1-⑥） 1件
- 電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府、国際機関又は外国軍隊等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報（1-⑦） 10件
- 外国政府又は外国軍隊等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報（1-⑧） 1件

*26 特定秘密保護法附則第5条では、同法の施行前に、改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。これによりみなし指定された246件の旧防衛秘密は、平成14年11月以降の5年間で212件が、平成19年11月以降の5年間で17件が、平成24年11月以降、同法の施行日の前日（平成26年12月9日）までに17件が指定されていた。

(8) 10件

- 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報 (1-⑨)
21件
- 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報 (1-⑩) 5件
- 防衛力の整備に関する見積り等であって外国の政府との防衛協力に関する情報 (1-⑪) 1件
- 防衛の用に供する暗号に関する情報 (1-⑭) 14件
- 武器等の仕様、性能等に関する情報 (1-⑮) 2件
- イスラエルから提供された武器等の仕様、性能等に関する情報 (1-⑯) 1件
- 外国の政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報 (1-㉑) 1件

(九) 防衛装備庁 (23件)

防衛装備庁では、令和6年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は23件であった。

- オーストラリアから提供される共同開発・生産に係る調査のための情報 (1-⑥)
1件
- 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報 (1-⑨)
2件
- 防衛の用に供する暗号に関する情報 (1-⑭) 1件
- 自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報 (1-⑮) 12件
- イギリス等外国の政府との間の共同研究等において提供される情報 (1-⑯) 5件
- 次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討のためにアメリカから提供された情報等の情報 (1-⑯) 1件
- 戦車の能力向上の検討のためにドイツから提供された情報 (1-⑯) 1件

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数

本報告に際し、特定秘密が記録された行政文書の保有件数を、行政機関ごとに集計した*27。

*27 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関に対して提供されることがある（特定秘密保護法第6条第1項又は第10条第1項）。このため、取りまとめた行政機関ごとの件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された行政文書の件数が含まれる。また、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある（例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等）。

一方で、指定をした行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を事務局たる別の行政機関に保有させており、自らは当該文書を保有しないことがある（このため、国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書は、同会議ではなく、同会議の事務局である内閣官房国家安全保障局の保有件数（内閣官房の保有件数の内数）として計上している。）。

令和6年末時点での保有件数は744,774件であり^{*28}、令和5年末時点と比べ61,933件増加した。行政機関別の内訳は、表13及び図（表13関係）のとおりである。同一行政機関内で同一の内容のものを複数保有している場合は、1件として計上している。他方、他の行政機関に提供されたものについては、提供元機関と提供先機関でそれぞれ1件ずつ計上している。

特定秘密が記録された行政文書を1,000件以上保有する行政機関は7機関あり、多い順に防衛省（275,603件）、内閣官房（178,260件）、外務省（166,157件）、警察庁（53,903件。都道府県警察の保有分を含む。）、公安調査庁（35,375件）、海上保安庁（30,710件）、国土交通省（3,876件）であった。

各行政機関共に、情報収集衛星関連の情報が記録された文書の占める割合が大きいため、前年と比べた増減の状況も、当該情報が記録された文書の増減数による影響が大きくなっている。

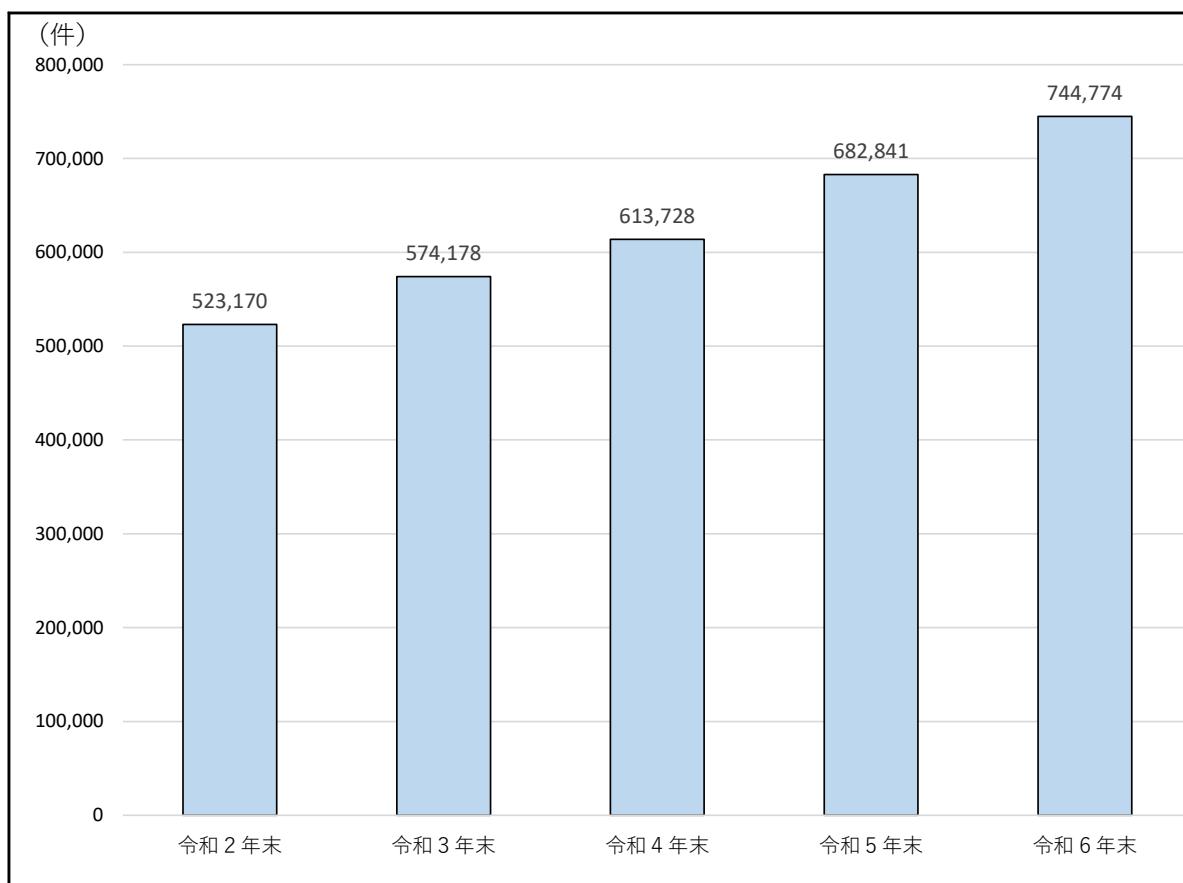
*28 特定秘密の指定の対象は、秘密が記録された個々の文書ではなく、情報である。ゆえに、指定1件につき、当該特定秘密が記録された行政文書が2件以上ある場合がある（2件以上ある場合の方が多い）。

表13 特定秘密が記録された行政文書の毎年末時点における保有件数（令和2年～6年）

行政機関	令和2年末時点	令和3年末時点	令和4年末時点	令和5年末時点	令和6年末時点
国家安全保障会議	0	0	0	0	0
内閣官房	129,026	144,416	142,424	161,269	178,260
内閣法制局	3	3	0	0	0
内閣府	4	4	6	3	3
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	36,853	39,389	43,207	48,882	53,903
警察庁のみ保有	36,747	39,291	43,107	48,779	53,800
都道府県警察のみ保有	68	58	68	71	71
重複して保有	38	40	32	32	32
金融庁	0	0	0	0	1
消費者庁	0	0	0	0	0
総務省	50	52	58	58	67
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	3	3	3	3	0
出入国在留管理庁	3	3	3	3	3
公安調査庁	23,408	25,441	28,231	33,114	35,375
外務省	125,825	133,116	141,664	151,888	166,157
財務省	10	5	26	18	30
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	1
水産庁	0	0	0	0	0
経済産業省	125	0	3	2	11
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
国土交通省	3,629	3,726	3,835	3,876	3,876
気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	20,633	22,266	24,381	27,691	30,710
環境省	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	183,303	205,454	229,486	255,482	275,603
防衛装備庁	295	300	401	552	774
合計	523,170	574,178	613,728	682,841	744,774

(注) 同一の行政機関内で同一の内容のものを複数保有している場合は、1件として計上している。他方、他の行政機関に提供されたものについては、提供元機関と提供先機関でそれぞれ1件ずつ計上している。

図（表13関係） 特定秘密が記録された行政文書の毎年末時点における保有件数
(令和2年～6年)



（3） 適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

適性評価を経て特定秘密を漏らすおそれがないと認められ、その後、同じ行政機関等又は同じ適合事業者で勤務を続けている者（秘密取扱者に指名された場合に特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者）*29の令和6年末時点における数は全体で141,696人である。

このうち、行政機関の職員等が136,550人、適合事業者の従業者が5,146人であった。行政機関別の内訳は、表14及び図（表14関係）のとおりである。

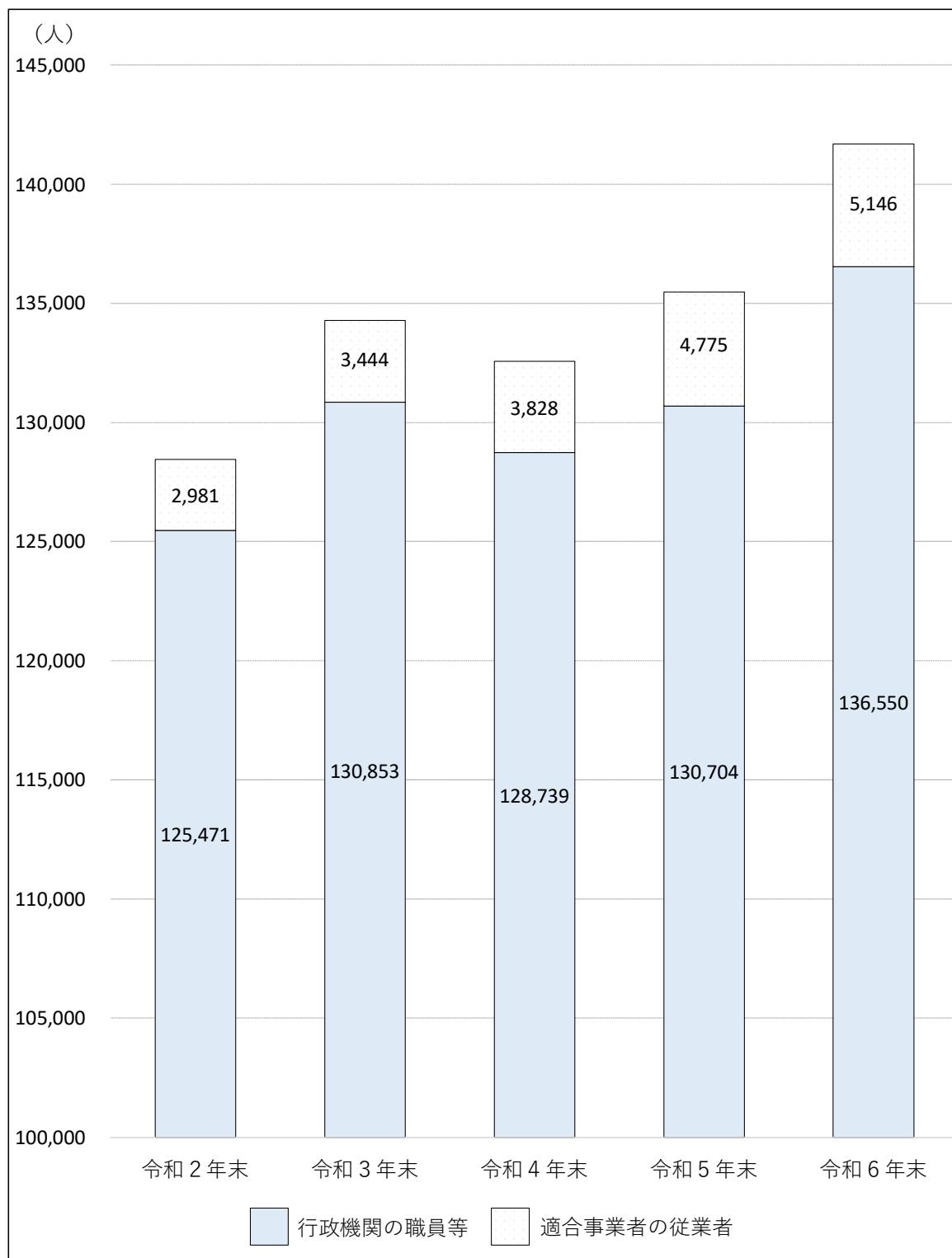
*29 他の行政機関等に異動した者や退職した者は計上していない。一方、同じ行政機関等又は同じ適合事業者で勤務を続けているものの、別の部署に異動し、当該部署では特定秘密の取扱いの業務に従事していない者も含まれている。

表14 適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の毎年末時点における数（令和2年～6年）

行政機関	令和2年末時点			令和3年末時点			令和4年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,973	871	1,102	1,945	885	1,060	1,909	932	977
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	3	3	0
内閣府	105	105	0	107	107	0	118	118	0
警察庁	3,931	3,931	0	3,558	3,558	0	3,648	3,648	0
警察庁	644	644	0	649	649	0	658	658	0
都道府県警察	3,287	3,287	0	2,909	2,909	0	2,990	2,990	0
金融庁	11	11	0	9	9	0	10	10	0
消費者庁	14	14	0	16	16	0	10	10	0
総務省	76	76	0	73	73	0	120	120	0
消防庁	20	20	0	22	22	0	23	23	0
法務省	22	22	0	23	23	0	20	20	0
出入国在留管理庁	26	26	0	36	36	0	47	47	0
公安調査庁	227	227	0	245	245	0	270	270	0
外務省	1,317	1,300	17	1,267	1,229	38	1,171	1,140	31
財務省	210	210	0	219	219	0	257	257	0
文部科学省	64	48	16	97	77	20	94	79	15
厚生労働省	25	25	0	11	11	0	16	16	0
農林水産省	49	49	0	48	48	0	46	46	0
水産庁	48	48	0	52	52	0	42	42	0
経済産業省	130	130	0	144	144	0	166	166	0
資源エネルギー庁	14	14	0	14	14	0	15	15	0
国土交通省	96	96	0	100	100	0	96	96	0
気象庁	12	12	0	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	713	713	0	754	754	0	814	814	0
環境省	5	5	0	10	10	0	10	10	0
原子力規制委員会	24	24	0	34	34	0	39	39	0
防衛省	117,364	116,659	705	123,234	122,282	952	120,876	119,900	976
防衛装備庁	1,973	832	1,141	2,264	890	1,374	2,735	906	1,829
合計	128,452	125,471	2,981	134,297	130,853	3,444	132,567	128,739	3,828

行政機関	令和5年末時点			令和6年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	2,095	1,065	1,030	2,269	1,163	1,106
内閣法制局	1	1	0	2	2	0
内閣府	117	117	0	181	181	0
警察庁	3,777	3,777	0	3,842	3,842	0
警察庁	681	681	0	726	726	0
都道府県警察	3,096	3,096	0	3,116	3,116	0
金融庁	10	10	0	11	11	0
消費者庁	16	16	0	10	10	0
総務省	113	113	0	139	139	0
消防庁	24	24	0	24	24	0
法務省	19	19	0	20	20	0
出入国在留管理庁	50	50	0	49	49	0
公安調査庁	286	286	0	289	289	0
外務省	1,298	1,262	36	1,463	1,424	39
財務省	290	290	0	335	335	0
文部科学省	79	67	12	60	55	5
厚生労働省	31	31	0	32	32	0
農林水産省	44	44	0	33	33	0
水産庁	48	48	0	46	46	0
経済産業省	167	167	0	175	175	0
資源エネルギー庁	9	9	0	14	14	0
国土交通省	97	97	0	159	159	0
気象庁	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	915	915	0	988	988	0
環境省	10	10	0	11	11	0
原子力規制委員会	21	21	0	36	36	0
防衛省	122,459	121,302	1,157	127,921	126,634	1,287
防衛装備庁	3,491	951	2,540	3,575	866	2,709
合計	135,479	130,704	4,775	141,696	136,550	5,146

図（表14関係） 適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の毎年末時点における数（令和2年～6年）



4 制度の適正な運用の確保に関する事項

(1) 保護措置に関する検査及び不適正事案の発生の状況

各行政機関及び都道府県警察並びに適合事業者は、特定秘密の漏えい等を防止するため、業務管理者の指名、秘密取扱者の教育、必要な施設設備の設置その他特定秘密を適切に保護するための措置を講じており^{*30}、その実施状況については、定期的な検査と臨時の検査を組み合わせて確認を行っている。令和6年中に各行政機関が行った定期検査の状況は、表15のとおりである。

表15 特定秘密の保護の状況に関する定期検査の状況（令和6年中）

行政機関	検査時期	検査結果
内閣官房	5月～7月、11月、12月	特定秘密の表示がない文書があり、補正した。
内閣府	6月、12月	特段の問題は認められなかった。
警察庁	3月、10月	同上
総務省	3月、5月、7月、9月 10月、12月	同上
法務省	3月、12月	同上
出入国在留管理庁	3月、12月	他機関に特定秘密を提供する際の決裁に所定のものと異なる様式を用いており、所定の様式の周知を図った。
公安調査庁	6月、7月～9月、12月	管理簿冊が所在不明となり、電子データにより復元した。
外務省	7月、12月	特段の問題は認められなかった。
財務省	1月、9月、11月	同上
経済産業省	2月、7月、9月、10月	同上
国土交通省	1月、4月、6月、11月	同上
海上保安庁	6月、12月	同上
防衛省	1月～3月、7月～12月	同上
防衛装備庁	6月～7月、12月	同上

（注）国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書は、国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第12条の規定に基づき同会議の事務を処理する内閣官房（国家安全保障局）が保有しており、定期検査についても内閣官房（国家安全保障局）において実施している。

*30 施行令第11条第1項の規定に基づき、各行政機関は保護措置の実施に関する規程を定めている。内閣官房ウェブサイト（<https://www.cas.go.jp/tokuteihimitsu/hogokitei/index.html>）参照

令和6年中に、定期検査とは別の機会に、警察庁において、

- 令和6年9月に、誤操作により、特定秘密文書の電磁的記録1件を消去した。

という事案の発生が判明した。

また、同年中に、防衛省において、

- 海上自衛隊の護衛艦で、令和4年6月に適性評価を経ていない隊員1人を特定秘密取扱職員に指名し、以降、令和5年1月までの間に行われた約2か月の任務行動の際、戦闘指揮所^{*31}内で特定秘密を取り扱わせ、定期検査でも所要の確認を怠っていた。
- 陸上自衛隊の北部方面隊隸下の部隊指揮官が、令和5年7月に、訓練で指示等をする際、意識の高揚を図ろうとして、知るべき立場にない隊員15人がいる中で、特定秘密を漏らした。

【以上は令和6年4月公表】

- 海上自衛隊の他の35隻の護衛艦の戦闘指揮所や艦橋で、適性評価を経ておらず特定秘密取扱職員にも指名されていない多数の隊員を、恒常に、特定秘密を視認又は聴取し得る状態に置いていた（誤って視認又は聴取させないための保全措置は講じていた）。
- 海上自衛隊の海洋観測艦で、令和5年4月から令和6年3月にかけて士官室で行われたブリーフィングの機会に、適性評価を経ておらず特定秘密取扱職員にも指名されていない隊員3人に、特定秘密が含まれる情報を閲覧させた。
- 海上自衛隊の他の護衛艦の戦闘指揮所で、令和6年2月から同年3月にかけて、適性評価を経ていない隊員1人に特定秘密を取り扱う電測員として勤務をさせた。
- 海上自衛隊の補給本部で、令和4年10月から令和6年2月にかけて、適性評価を経ていない隊員2人に、作戦室での当直業務及び演習の作戦会議で特定秘密を取り扱わせた。また、適性評価を経ていない隊員1人を特定秘密取扱職員に指名し、令和5年8月から同年11月にかけて、作戦室での当直業務で特定秘密を取り扱わせた。
- 海上自衛隊の大湊造修補給所で、適性評価を経ていない隊員1人を特定秘密取扱職員に指名し、令和4年6月以降、4回、特定秘密文書の定期検査に従事させた。
- 航空幕僚監部で、防衛装備庁からの転入者1人について、過去に実施した実績があるため改めて適性評価を実施する必要がないと誤認し^{*32}、令和5年10月に特定秘密取扱職員に指名し、その後の演習で特定秘密を取り扱わせた。
- 航空自衛隊の第2輸送航空隊で、防衛装備庁の勤務経験を有する転入者1人について、同様の誤認をし、令和6年3月に特定秘密取扱職員に指名し、その後の会議で特定秘密を取り扱わせた。

*31 レーダー、ソナー、通信により得られた情報及び自艦の状態に関する情報等が集約され、実任務たる警戒監視や作戦行動を指揮する場所。特定秘密が表示される機器が複数設置され、特定秘密を含む会話がなされ、狭隘な区画に多くの隊員が勤務している。「C I C」と呼称される。

*32 防衛装備庁は、国家行政組織法、公文書管理法、特定秘密保護法等の法律上、防衛省とは別の行政機関と位置付けられている。

- 陸上自衛隊の武器学校で、保護業務担当者が、他部隊から接受した特定秘密文書52件について、令和5年6月中に3回、所定の手続をとらずに、管理簿上の保存期間を1年未満に変更した上で廃棄した。

【以上は令和6年7月公表】

- 上記のほか、他の行政機関からの転入者等101人（本省内部部局1人、陸上自衛隊65人（転入者以外の者1人を含む。）、海上自衛隊21人、航空自衛隊6人、統合幕僚監部6人、情報本部1人、北関東防衛局1人）について、適性評価を実施せずに特定秘密取扱職員に指名した。うち32人は、実際に特定秘密を取り扱う機会があり、69人は、取り扱う機会がなかった。
- 陸上幕僚監部で、令和3年3月頃、特定秘密の取扱いが禁じられている省内のネットワーク上の、同幕僚監部が管理する共有フォルダに特定秘密文書を保存し、さらに、令和4年10月に、別の課室が管理する共有フォルダに複製し、令和6年6月まで、知る立場にない多くの職員が閲覧可能な状態に置いていた（同年7月に一部公表された事案の継続調査結果）。
- 陸上自衛隊のシステム通信・サイバー学校で、令和元年9月に他部隊から交付された特定秘密文書1件を、誤って廃棄していた（令和6年7月に一部公表された事案の継続調査結果。当該文書の所在が不明であることが同年6月に判明し、調査の結果、誤廃棄していたことを確認）。
- 航空自衛隊の作戦情報隊で、特定秘密が含まれるブリーフィングを許可なく録音することが禁止されているにもかかわらず、令和6年1月以降、部下のブリーフィング技能の向上を目的として、部下本人が行う特定秘密の含まれるブリーフィングの音声を録音するよう指示し、実際に許可なくICレコーダーに録音させた。

【以上は令和6年12月公表】

という事案の発生が判明した。

同年4月の防衛省による事案公表を受け、政府は、翌5月、内閣保全監視委員会^{*33}を開催し、高市国務大臣（特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣。以下同じ）より、関係省庁の事務次官等に対し、適性評価などの業務手順の再点検や、本件事案の教訓事項を盛り込んだ秘密保全教育の実施を指示した。また、重大な事案を認知した場合は、迅速な対処に努めるとともに、両院の情報監視審査会への報告を見据え、早期に内閣官房に報告するよう求めた。

防衛省は、各公表に際し、衆議院及び参議院の情報監視審査会に説明を行った。両審査会は、同年7月中に、それぞれ防衛大臣に対して、国会法の規定に基づき特定秘密の保全体制

*33 運用基準V 1 (2)により、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に設置された関係省庁会議。その構成等は資料5のとおり。

等に関する改善勧告を発した*34。

防衛省は、以上のような事案が相次いで発生したことを重く受け止め、防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会において、従前の対策が表層的なものであったのではないかという問題意識の下、鋭意検討を重ね、同年12月、

- 部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討
- 情報保全意識の向上及び情報保全教育の抜本的改善
- 既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正
- 総合秘密保全システム（仮称）*35によるヒューマンエラーの局限
- 防衛省における情報保全業務体制の強化

を掲げた再発防止対策を公表した*36。

また、防衛省は、令和7年1月以降、特定秘密等漏えい事案に係る再発防止対策に関する有識者会議を開催し*37、そこでの議論も踏まえて、衆参両院からの勧告の結果講じた措置を取りまとめ、同年4月、両院の情報監視審査会にそれぞれ報告を行った。他の行政機関においても、これら一連の事案の反省教訓事項を踏まえ、適性評価の要否の確実な確認、情報保全に配意した執務環境の整備、情報保全に係る業務指導を適確に行える人材の育成等の対策に取り組んでいる。

(2) 内閣府独立公文書管理監への対応

運用基準V 3 (1)ア及びウにおいて、内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに運用基準IからIIIまでに従って行われているかどうか検証・監察し、これらの規定に従っていないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該指定の解除その他の是正を求めるものとされている。

令和6年中に、かかる検証・監察が行われた結果、以下の3件のは是正の求めがなされ、これを受けて、関係行政機関は必要な是正措置を講じ、内閣官房も所要の通知を発出するなど

*34 各議院の情報監視審査会の勧告については、衆議院のウェブサイト (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/jyouhoukanshikankokuoyobihoukoku.htm) 及び参議院のウェブサイト (<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/kankoku.html>) 参照。

*35 令和7年3月、適性評価未実施の職員を秘密取扱者に指名できないようにするシステムの運用を開始した。令和11年度までに、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加する。

*36 「防衛省における特定秘密に係る情報保全事案の総括及び再発防止策の再構築」（令和6年12月27日公表） (<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2024/12/27f.html>)

*37 「特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議」（令和7年1月17日設置） (<https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/sds/index.html>)

して各行政機関への周知徹底を図った^{*38}。

- 複数頁から成る特定秘密が記録された文書中、特定秘密が記録された頁にその表示がなかったため、是正を求めたもの 2文書（対防衛大臣：令和6年3月12日付け）
- 複数頁から成る特定秘密が記録された文書中、特定秘密が記録されていない頁にその表示があつたため、是正を求めたもの 5文書（対防衛大臣：同日付け）
- 保存期間を1年以上と設定すべき特定秘密が記録された文書の保存期間を1年未満と設定していたため、是正を求めたもの 1文書（対防衛大臣：同年10月24日付け）

(3) 衆議院及び参議院の情報監視審査会への対応

ア 情報監視審査会による調査への対応

国会法（昭和22年法律第79号）第102条の13では、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの同法第104条第1項の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設けることとされている。

また、同法第102条の16の規定により、各議院の情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をするとともに、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

令和6年中に衆議院の情報監視審査会が行った調査に対し、関係行政機関は、同年3月、4月及び5月に、令和4年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について説明を行った。また、同審査会が同年6月に資料要求を行い、関係行政機関は必要な資料を提出した。さらに、同年12月、城内国務大臣が、令和5年中の施行状況に関する報告を行うとともに、同月に、辻内閣府副大臣の出席の下、内閣官房が、同報告の補足説明を行った。

令和6年中に参議院の情報監視審査会が行った調査に対し、関係行政機関は、同年2月に、令和4年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について説明を行うとともに、同審査会の委員派遣に際して特定秘密を提示した。また、同年4月に、高市国務大臣が、令和5年調査におけるそれまでの議論を踏まえた締めくくり的な質疑に対応した。さらに、同年12月、城内国務大臣が、令和5年中の施行状況に関する報告を行うとともに、同月に、辻内閣府副大臣の出席の下、内閣官房が、同報告の補足説明を行った。

以上のほか、防衛省における不適正事案の判明に伴う対応については、(1)のとおりであ

*38 さらにその後、令和7年3月に、外務省に対して特定秘密の表示に関する是正の求めが、防衛省に対して立入り制限に関するは正の求めが、防衛装備庁に対して指定に関するは正の求めがなされ、それぞれ必要なは正措置が講じられた。

る。

イ 情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘への対応

令和6年6月11日、衆議院情報監視審査会会长から衆議院議長に対し、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの期間を対象とした令和5年年次報告書が提出され、14点の意見が示された^{*39}。政府は、これらの意見に係る対応状況について、同審査会で説明を行った。意見の内容及び政府の対応状況は、次表のとおりである。

意見の内容	政府の対応状況
I 政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況等に対する意見	
1 指定の在り方	
(1) 特定秘密保護法施行10年を契機として、各行政機関は、特定秘密に指定すべき情報が他の秘密区分に整理されていないかなど、特定秘密の指定要件の該当性判断が適切になされているか、改めて精査すること。	特定秘密に指定すべき情報を秘、極密等の秘密区分により管理していないかなどについて、各行政機関において改めて確認作業を行った（不適切な事例は認められなかった。）。
(2) 各行政機関においては、運用基準に則り、指定する対象情報の範囲が明確であるか改めて確認し、当該情報を継続的に収集することが想定される場合には、期間を区切るなどして適切に指定すること。そうした指定が困難な場合には、当該特定秘密の文書件数の増減の有無及びその理由について、審査会に対し丁寧に説明すること。	期間を区切ることで対象情報を限定する指定方法を適切に用いているかどうかなどについて、各行政機関において改めて確認作業を行った（不適切な事例は認められなかった。）。
(3) 情報の性質によっては、対象情報の範囲を期間等によって限定することにより、かえって情報保全上のリスクが生じる懸念がある場合には、各行政機関は、そうした可能性の有無について改めて検証し、必要があれば対象情報の範囲の見直しについて検討すること。	左記意見のような情報保全上のリスクの有無について、各行政機関において改めて確認作業を行い、期間を区切らない指定の方法をとる例も多くあるところ、引き続き配意していくべきことを周知徹底した。
2 運用基準の見直し関係	
(1) 令和7年中に運用基準の見直し時期が到来するに当たり、内閣情報調査室は、一度も特定秘密に指定されていない法別表細目の必要性等、これまでの審査会からの指摘及び意見を踏まえ、見直し項目を検討するとともに、その経過を審査会	同年中に運用基準の見直しを行う予定であるところ、まだ指定実績のない「事項の細目」に基づく指定の見込みを精査するなどした上で、令和6年12月の審査会において、内閣情報調査室から、見直しの方向性や改正を要すると思料する事項について報

*39 衆議院ウェブサイト (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/jyouhoukanshihoukokusyo.htm) 参照。

に報告すること	告を行った。
(2) 内閣情報調査室は、重要経済安保情報保護活用法の成立に伴う特定秘密保護法の運用基準の見直しについて、審査会に速やかに報告すること。	各行政機関による関連の指定の見込みを精査するなどした上で、令和6年12月の審査会において、内閣情報調査室から、左記2法の整合性のとれた施行のために必要な措置について報告を行った。
3 サイバー攻撃に対する情報保全 各行政機関においては、情報システムの防護態勢を隨時見直し、サイバー攻撃に対する検知能力及びクローズドのシステムへの攻撃に対する対処能力を抜本的に強化すること。	各行政機関において、特定秘密を取り扱う情報システムに対するサイバー攻撃を困難にするための対策や、行われたサイバー攻撃を検知するための対策等を適切に推進した。
4 AIを活用した情報収集・分析能力の強化 いわゆる情報コミュニティの各行政機関においては、情報収集・分析能力の強化に資すべく、海外での先進的活用状況を踏まえ、AIの活用について早期に検討し、可能な限り速やかな導入に努めること。	各行政機関において、重要情報の収集及び分析の能力を強化するため、AIの活用を積極的に推進した。
5 審査会への対応関係 各行政機関は、特定秘密の指定等の適正性を説明する過程において、審査会が必要であると認めた場合には、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、可能な限り不開示情報を含め積極的に説明すること。特に外務省は、これまで審査会意見等において繰り返し対応の改善を指摘してきたにもかかわらず、いまだ調査に必要な情報の開示を避ける場面が目立ち、十分な説明がなされていないことは遺憾である。改めて審査会設置の趣旨を確認し、調査に対し真摯に対応すること。	特定秘密の指定に関わる全ての部局において、左記指摘を重く受け止め、審査会設置の趣旨を踏まえ、不開示情報に係る説明を積極的に行うなど、調査に真摯に対応することを改めて周知徹底した。
II 海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案に関する意見	
1 本漏えい事案発生後の対応において、漏えいの事実を部隊内に留め上級部隊への報告義務を怠るなど、自衛隊の組織的体質に疑念を抱かざるを得ない。組織文化に係る問題の有無を検証し、法令遵守の徹底が図られるよう適切な措置を講じること。	防衛省は、不適正事案の相次ぐ発生を重く受け止め、防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会において、従前の対策が表層的なものであったのではないかという問題意識の下、鋭意検討を重ね、令和6年12月に、 ○部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討 ○情報保全意識の向上及び情報保全教育の抜本的改善 ○既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正 ○総合秘密保全システム（仮称）によるヒューマンエラーの局限 ○防衛省における情報保全業務体制の強化
2 事案の調査に当たっては、漏えい等に至る事実関係及び要因のほか、その背景についても徹底した調査を行い、厳正な事実認定に基づく適切な処分を実施するとともに、当該問題の本質に則した実効性ある再発防止策を講じること。	

	<p>を掲げた再発防止対策を公表し、推進することとした。</p> <p>事案の調査結果は37頁以降の(1)のとおりであり、これに基づき適切な処分を行った。</p>
3 本漏えい事案が、特定秘密の保全に係る規範意識の欠如に起因することを踏まえ、情報保全教育の内容を見直した上で、部隊指揮官等をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。また、隨時、隊員の規範意識の状況を確認し、その結果を踏まえた具体的な施策を講じること。	上記再発防止対策の一環として、防衛省は、内部部局の審議官級や各幕僚監部の将補級を保全意識・教育の責任者として指名し、実施体制を整えた上で、事務次官・各幕僚長を含めた全組織に対する保全教育を徹底した。
4 情報保全体制の再点検を行うとともに特定秘密取扱資格の有無等をIDで管理・認証するなど、保護措置等に係る既定の手続が確実に遵守されるシステムを直ちに構築し、運用を開始すること。	上記再発防止対策の一環として、防衛省は、適性評価等の申請や登録、保全区画への入退室、秘密文書の閲覧等を一元的に管理し、ヒューマン・エラーを徹底的に排除するシステムを省全体として導入する。
5 漏えい等の重大事案発生のおそれを認知した場合には、明確に期限を設けて早急に調査を行うこと。	防衛省のほか、各行政機関においても、左記のように対処することを徹底した。
6 本漏えい事案の他、類似の事案の有無について早急に調査し、審査会に報告すること。	防衛省を含む各行政機関において全省的な調査を行い、防衛省からは(1)に掲げた事案の調査結果など必要な報告を行った。

(注) 本表左欄の意見の内容は、令和6年4月に公表された防衛省の不適正事案を受けたものであるが、右欄の政府の対応状況は、以降に公表された他の不適正事案を踏まえた対応状況も含めて記載した。

また、令和6年6月12日、参議院情報監視審査会会長から参議院議長に対し、令和5年5月1日から令和6年5月31日までの期間を対象とした年次報告書（令和6年6月）が提出され、5点の主な指摘事項が示された*40。政府は、これらの指摘事項に係る対応状況について、同審査会で説明を行った。主な指摘事項の内容及び政府の対応状況は、次表のとおりである。

主な指摘事項の内容	政府の対応状況
1 特定秘密保護法の施行から10年の節目を迎えるに当たり、これまでの運用において改善すべき点がないか徹底的に検証し、恣意的な指定の防止や国民の知る権利の尊重等に十分留意しつつ、政府全体として特定秘密保護制度の適正な運用を徹底するために必要な措置を講じること。	令和7年中に、左記趣旨も踏まえた運用基準の見直しを行う予定としている。 また、特定秘密に指定すべき情報を秘、極秘等の秘密区分により管理していないか、期間を区切ることで対象情報を限定する指定方法を適切に用いているかどうかなどについて、各行政機関において改めて確認作業を行った（不適切な事例は認められなかった。）。
2 防衛省において特定秘密の漏えいを始めとする不適切事案が継続していること	防衛省は、不適正事案の相次ぐ発生を重く受け止め、防衛副大臣を長とする再発防

*40 参議院ウェブサイト (<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/index.html>) 参照。

	<p>は極めて遺憾である。政府においては、我が国情報保全体制に対する国民及び同盟国・友好国からの信頼を確かなものとするため、法令遵守を徹底するとともに、同種事案の再発を防止するための実効的な措置を早急に講じること。</p>
3 防衛省における特定秘密漏えい事案について、審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階や調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を 국민に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。	<p>止検討委員会において、従前の対策が表層的なものであったのではないかという問題意識の下、鋭意検討を重ね、令和6年12月に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討 ○情報保全意識の向上及び情報保全教育の抜本的改善 ○既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正 ○総合秘密保全システム（仮称）によるヒューマンエラーの局限 ○防衛省における情報保全業務体制の強化を掲げた再発防止対策を公表し、推進することとした。
4 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立を踏まえた特定秘密保護法の運用基準における事項の細目の見直しに当たっては、特定秘密に指定できる範囲を4分野（防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止）に限定している趣旨に鑑み、具体的かつ明確に定めること。また、審査会から経済安全保障に係る特定秘密の指定等の状況について説明を求められた際は、真摯かつ適切に対応すること。	<p>防衛省のほか、各行政機関においても、重大な事案が発生した場合は、できるだけ早期に審査会に必要な報告を行うことを周知徹底した。</p> <p>また、防衛省では全省的な調査を行い、37頁以降の(1)に掲げた事案の調査結果など、必要な報告を行い、対外公表も実施した。</p>
5 内閣府独立公文書管理監が行う検証・監察については、5年ごとに多くの特定秘密の指定の有効期間の延長が見込まれることや、重要経済安保情報についての検証・監察の実施が予定されること等から、これを厳正かつ実効的に遂行するため、情報保全監察室の体制強化を図ること。	<p>令和7年に予定している運用基準の見直し等を通じて、左記2法の整合性のとれた施行のために必要な措置を図っていく。</p> <p>また、特定秘密の指定に関わる全ての部局において、左記指摘を重く受け止め、審査会設置の趣旨を踏まえ、不開示情報に係る説明を積極的に行うなど、調査に真摯に対応することを改めて周知徹底した。</p> <p>（運用基準V 5 (1)才に基づき内閣府独立公文書管理監により別途公表）</p>

(注) 本表左欄の指摘の内容は、令和6年4月に公表された防衛省の不適正事案を受けたものであるが、右欄の政府の対応状況は、以降に公表された他の不適正事案を踏まえた対応状況も含めて記載した。

(4) 内閣府独立公文書管理監からの意見

運用基準V 5 (1)ウにおいて、内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、

行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができるものとされており、令和7年3月21日、次のような意見が提出された。

「令和6年中には、本職による是正の求めを受けて、関係行政機関において、特定秘密である情報が記録されている特定秘密表示のない頁に同表示がなされるなど、所要の措置が講じられたものと承知している。」

また、同年中には、特定秘密の漏えい事案のほか、特定秘密が記録されたデータの不適切な取扱いや文書の誤廃棄等、特定秘密文書を不適切に取り扱った事案の発生が複数件確認されたと承知しているところ、特定秘密を取り扱う者に対して、特定秘密保護法等の内容を改めて十分に理解させ、特定秘密の保護措置の的確な実施に係る取扱者の責務について再認識させることにより、各行政機関における特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい。」

(5) 有識者からの意見

1に記載のとおり、特定秘密保護法第19条において、政府が特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告し、公表するに当たっては、我が国安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を付することとされている。

本報告に際し、第14回情報保全諮問会議（令和7年6月3日開催）その他の機会において、かかる有識者から意見を聴取したところ、以下のような意見が示された。政府においては、これらの意見を重く受け止め、同法の適正な運用を徹底していく。本報告の構成や内容に関する意見については、それに基づく加筆及び修正を行っている。

なお、令和6年中は、防衛省における不適正事案に関連する意見が多く示されたが、これらを受けて、同省において抜本的な再発防止対策が立案されたほか、各行政機関においても、適性評価の要否確認を行う手順の再点検、定期検査の実効性の向上、保全教育カリキュラムの見直し、情報保全に配意した執務環境の改善等の取組みが推進された。

ア 制度の運用一般に関する意見

○ 重要経済安保情報保護活用法との関連性に関する意見

本年5月に重要経済安保情報保護活用法が施行されたが、例えば、現在、特定秘密保護法の下で特定秘密を取り扱っている適合事業者の従業者が、当該事業者の別の業務（経済安全保障に係るもの）も行う場合に、新法の適性評価を重ねて受けがあるかどうかなど、両制度の関連性について産業界に丁寧に説明するとともに、制度所管部局が異なることに起因する縦割りの混乱が生じたり、さらには、齟齬や抜け・漏れが生じたりしないよう、運用状況を関係省庁が連携してしっかりと管理すべきである。

○ 重要経済安保情報保護活用法の施行と運用基準の見直しに関する意見

重要経済安保情報保護活用法、同法施行令及びその運用基準については、特定秘密保護法との整合性の取れた運用が求められている。また、令和7年中に特定秘密保護法の運用基準の改正が予定されている。このため、政府にあっては、情報保全諮問会議の構成員に対し、新制度の内容及び新制度と特定秘密保護法との関連性についての説明を十分行うとともに、これらに関する協議を行う機会を確保してもらいたい。

○ サイバー対処能力強化法及び同整備法との関連性に関する意見

今国会で成立した「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律」及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」について、例えば、これらに規定されている内閣サイバー官が特定秘密管理者になるのか、サイバー通信情報監理委員会やサイバー危害防止措置執行官と特定秘密保護法との関わりはどう整理されているのかなど、両制度の関連性について、内閣官房の特定秘密保護法関連のホームページにおいて、国民に分かりやすい説明を行うべきである。

○ 國際情勢等の変化を踏まえた対応に関する意見

令和6年は内閣官房における指定件数が増加した。国際情勢・安全保障環境の劇的な変動の中で、予想された事態ではある。特に、同盟国・友好国の質的変化に対して、今後もセンシティブな対応が重要とみられる。今まで以上に緊張感を持った体制・対応をなされることを期待したい。

○ 情報・通信技術の利用と制約に関する意見

秘密保護法制の先進的取組みをしていたはずの米国において、重要機密に関わる高官協議を通信アプリで行い、そのチャットにメディア関係者を入れていたため情報が漏えいしたと報じられている。情報・通信技術の進展と一般化・簡易化は目覚ましいが、それを使用する人類は、進展に追いついていない。

A I の積極的活用が叫ばれ、人口減少も進む中で、秘密保全体制においても迅速かつ確実に事務処理されることは望むべきであろうが、前提としてのシステム構築は慎重に進められる必要があろうし、ことにトラブル発生時にも備えた体制も整備しておくこと、結局、人力によることがあり得ることも、考慮しておくべきである。秘密保護の重要性は倫理問題にも繋がるゆえ、最終的には、人による管理が可能となる体制、そのための人材の教育の重要性はいっそう高まるはずである。

○ 指定権限を有する行政機関の範囲に関する意見

表1のとおり、特定秘密保護法上の行政機関は28機関で、このうち特定秘密の指定権限を有する機関は20機関に限定されているが、表8のとおり、対象期間末時点における指定件数が0となっている機関が7機関あり、いずれも同法が施行された平成26年12月以降、一度も指定をしていないようである。

既に当諮問会議においても、指定権限を行使しない理由について、幾度か構成員から質問がなされていると承知しているが、他方で、従前において指定をしていなかった内閣府が新規で指定をした例もあり、将来にわたり臨機応変な対応を可能にしておくことが必要であることは理解できる。しかし、これらの機関を将来にわたって「特定秘密の指定権限を有する行政機関」とする必要があるかということに関しては、その前提となる「指定の見込み等」につき、①所掌事務との間の関係で合理的な関連ないし理由があるかという形式的な観点に加えて、②特定秘密を指定する「見込み等」が合理的な蓋然性をもって存在しているか、換言すれば、特定秘密保護法を適用する必要性という実質的な観点から、より積極的に説明することが可能であり、かつ、必要でないかと思われる。また、そうすることが、国民に分かりやすい法の運用に繋がると考える。

○ 通報窓口の活用実績に対する評価に関する意見

通報窓口への通報が年間1件にとどまることについて、政府としてどのように評価すべきなのか、検討を要すると思われる。

○ 通報制度の周知や通報者の保護に関する意見

違反行為にかかる通報が非常に少ないことが良いわけではない。引き続き、通報制度の周

知を図るとともに、通報者を守ること（通報者の心理的安全性の確保）、ひいてはスピークアップカルチャーの醸成にも努められたい。

○ 通報者の保護に関する意見

通報の内容によっては、それ自体で通報者が特定できてしまい、それが関係当事者に知られた場合には、通報者が不利益を被るおそれがある。調査に当たっては、十分な注意を払うべきである。

○ 通報をためらう可能性への懸念に関する意見

令和6年1月より通報窓口の処理対象事案が拡大されたことは、情報保全の観点から評価できる。他方で、行政機関内部における非違行為に関する通報については、昨年来問題となっている、自治体内部における事案に端を発した公益通報制度を巡る議論にみられるように、職員が職場の人間関係や将来にわたる事実上の不利益を恐れ、通報をためらう可能性が懸念されている（当該自治体の事案は、特定秘密保護法における通報の制度と異なる点があるとはいえ、行政組織における長期の混乱、関係者に及ぶ深刻な不利益が日々的に報じられたこともあり、公務員を含む社会に与えた心理的影響は少なからぬものがあると思われる。）。とりわけ、警察や自衛隊など階級組織においては、かかる懸念が大きいとも考えられる。

同年中に通報窓口で処理した件数は1件であったとのことであるが、今後とも通報制度の運用については、実態も含め注視することが必要であると思われる。

○ 適性評価の適正・実効性の確認に関する意見

適性評価の実施件数は毎年2万件を超えるが、このように多数の適性評価が「適正に」実施されていることを、どのように担保し、確認しているのか。適性評価の件数だけではなく、その質的保障について、詳細を確認していく必要があるのではないか。

○ 適性評価の実施不同意や苦情申出に関する意見

適性評価の実施に同意しなかった職員について、業務上の配置で不利益が生じないように留意すべきことは当然である。また、苦情申出の制度についても、苦情申出者の個別の状況にも留意しつつ、適切な運用が求められる点に留意が必要である。

○ 国会に対する政府の説明責任に関する意見

各議院の情報監視審査会で厳しい意見が出されたのは当然であるが、国会からは「調査に必要な情報開示を避ける場面が目立つ」との指摘がある。このような場合に中立的な立場による判断や示唆をする調整メカニズムが必要ではないか。

イ 不適正事案に関する意見

○ 組織の緩みと緊張感の不足に関する意見

報告書が今回、不適正事案につき「制度の適正な運用の確保に関する事項」という項目を設け、各事案の概要等を本文記述の形式で説明するようにしたことは評価できる。ただし、それも、今回は不適正事案が陸・海・空の各自衛隊にそれぞれ、また、かなりの人数にわたって発生するという、憂慮すべき状況になったことを物語るもので、事態はかなり深刻と言わざるを得ない。特定秘密保護法制定から10年。秘密保護に関する国民の理解が進んできたのと反比例するかのように、防衛省・自衛隊において緩みが生じているとすれば由々しいことで、防衛省はもとより内閣全体として緊張感を高めてもらいたい。

○ 現場実態に即したミス防止対策に関する意見

防衛省の一連の不適正事案の中には、役所間の人事異動に伴う特定秘密取扱者の指定の遺漏といった手続上のミスや、海自護衛艦の立入り要員の資格問題のような運用上の問題など

がある。人事選考に当たって秘密取扱いの意義を徹底するだけでなく、現場の作業実態と秘密取扱者の指定の間に齟齬が生じないよう、要員配置の在り方を検討し直すなど、ミス防止の対策を多角的に検討してほしい。

○ 再発防止対策の効果の確認に関する意見

防衛省で多数の不適正事案が発覚した一方で、表15のとおり、同省が令和6年中に行った定期検査では「特段の問題は認められなかった」とのことであり、実態把握と対策の困難性が伺える。このことを踏まえると、同省が公表した4(1)の再発防止対策についても、今後しばらくの間は「特に厳重な確認作業を継続」していく必要があると考える。

○ 文書管理のプロセスの確認・点検に関する意見

昨年の国会報告においては、行政文書の誤廃棄の事案が報告され、その際、当該行政文書を利用する事務の一般的なプロセスに従い、その流れや管理の手順を改めて点検することが再発防止に資すると指摘した。具体的には、当該事案が誤廃棄かどうか（紛失等でないか）について確実に確認するとともに、当該事案の検証により発生原因の除去を検討すること、とりわけ、特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがあることから、そのような場合は、特に当該情報の管理のプロセス、責任の所在について遺漏のない把握と対応が求められることを指摘したところである。

本年の国会報告には、不適正事案の発生状況として、防衛省における漏えい事案が相当数記載されている。これらについては、既に相応の対応がなされているようであるが、防衛省・自衛隊が他の行政機関に比して多くの特定秘密にかかる行政文書を保有しており、かつ、日常業務において（情報伝達も含め）特定秘密を取り扱う場面が多いことは確かであり、この機会に、日常業務の中で秘密の情報が記載された文書が、作成後どのような手続や流れを経て防衛省・自衛隊の組織内に共有されているのか（例えば、中央から地方の部隊にどのような複製物が配布されているのか）について整理し、そのようなプロセスの中でどこに紛失や誤廃棄のリスクが潜んでいるか（例えば、紙媒体を包装して物理的手段で運搬する際に、紛失のリスクが認められないか、USBメモリの場合はどうかなど）、業務の実情に合わせて点検・確認することも一案ではないかと考える。

○ 定期検査の徹底とその研修・教育効果への着眼に関する意見

令和6年中の定期検査では、表示漏れ及び所定外の様式使用という比較的軽微な2件と、秘密文書本体ではないが「管理」簿冊の所在不明（後に復元）という不祥事案が発覚した。いずれも、後記の臨時検査の結果と比してさほど深刻なものではないといえよう。

一方、先般の防衛省の漏えい問題を契機とする臨時検査においては、様々な態様の数多くの漏えい・不祥事案が発覚した。多くは、職員ではあるが、適性評価がなされていない、いわば無資格者を特定秘密に接する機会、環境等に置いたというものである。

今回のこのような数多くの不祥事案発覚について、そもそも定期検査自体がおざなりになっていたということを指摘せざるを得ない。定期検査を実施する者において、問題意識、検査すべき項目についての知識・情報が欠落しており、重要な部分についての丁寧な検査がなされていなかつたと見られるのである。

本来は、検査のプロセスにおいて、対象である特定秘密の保全方法の確認と、それ自体の重要性を実施者と実施される対象者が相互に認識すべき機会もあったはずであるが、それが安易に表面的なもので終わっていたと見られるのである。検査は、職員に対する研修・教育の一環として機能すべきものもある。単なる、通り一遍の座学における研修だけではなく、このような検査過程も、重要性を感得・体得する機会としてもらいたい。

○ 定期検査の見直しに関する意見

表15のとおり、防衛省が行った定型検査の「検査結果」について「特段の問題は認められなかった」とのことであるが、同省で相次いで不適正事案の発生は、かかる定期検査において

てリスクを捉えきれなかった可能性があり、将来もその点には留意が必要であるということであろう。また、同省については、「部隊運用の実情に応じた情報保全の在り方の検討」が既に指摘されているところであり、防衛省・自衛隊に限らず、定期検査の項目については、当該対象業務の実態に応じた形で随時点検し、見直すことも必要なのではないか。

ウ 国会報告文書の構成や内容に関する意見

- 本文中で引用・言及している文書、例えば防衛省の再発防止対策、同省の有識者会議の提言書や議事録、衆参の情報監視審査会の年次報告書等を閲覧しやすくするため、組織や文書の正式名称、発出期日を正確に記載するとともに、関連URLを付記してリンクさせることが望ましい。同様に、2(5)ウで言及している運用基準IV 8(4)ウに関連し、資料編に(4)ア～カを追記することが望ましい。
(政府の対応)
そのように修正した（脚注36、脚注37、脚注39及び脚注40並びに資料編の運用基準の項）。
- 每年、国会報告に際し有識者から聴取している意見について、当年の報告書にその内容を記載するだけでなく、その後の政府の対応状況を、翌年の報告書に盛り込んではどうか。
(政府の対応)
昨年聴取した意見への対応状況のうち主要なものを例示した（4(5)）。
- 表1の修正（特定秘密保護法上の行政機関の一覧と指定権限のある行政機関の一覧を1つの表に集約）、表2の修正（指定権限のない行政機関に置かれた特定秘密管理者も記載）及び表12の修正（指定の通算有効期間を1年刻みで整理）は、これまでの意見を踏まえて分かりやすくなっているので、来年以降も維持してもらいたい。
- 特定秘密保護法上の行政機関であっても特定秘密文書を保有していない行政機関がある。「1(2)イ 各行政機関に置かれた特定秘密管理者」で述べられている「特定秘密の保護に関する業務を管理する者」は、現にその業務に携わっている者だけでなく、将来、特定秘密文書を保有することになった場合にその業務に携わる者も含まれることが、容易に理解できるような説明ぶりとした方がよい。
(政府の対応)
そのように修正した。
- 2(2)アの指定の有効期間の満了及び延長の状況に関し、延長の際に設定された有効期間が、防衛省の1件1年、海上保安庁の4件3年、警察庁の1件3年とする内容が3(1)エの脚注21に該当するのであるならば、脚注21を参照するよう誘導してはどうか。
(政府の対応)
そのように修正した。
- 有効期間が満了した情報は特定秘密ではなくなるが、その後も特定秘密としてではない行政情報として関連文書の保有が続いているのか。2(3)の廃棄状況には警察庁で廃棄したものはないし、防衛省の7件も名称からして廃棄していないように読める。
(政府の対応)
脚注7に、有効期間が満了した情報に係る文書のその後の取扱いについて記載した。
- 「2(2)ウ指定の解除の状況」に関し、内閣官房及び警察庁において指定の一部が解除されているが、その経緯について説明を記載すべきである。
(政府の対応)

そのように修正した。

- 「2(3)行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」に関し、令和6年中に廃棄された行政文書ファイルの内訳の記録があるのであれば、差し支えのない範囲で説明がされてい るとよい。
(政府の対応)
当該行政文書ファイルの内訳について追記した。
- 2(4)において、令和6年中に1件の通報が寄せられ、その調査結果を翌年3月に公表 した事案につき、令和6年中に通報窓口で「処理された」通報の件数を0件と計上すると、 非常に分かりにくくなる。対応が年をまたがる場合の計上の基準は工夫を要する。
(政府の対応)
処理を終えた日の属する年ではなく、通報が窓口に到達した日の属する年に件数を計上 することにした。
- 2(4)の、参議院情報監視審査会の年次報告書（令和5年6月）における指摘を受けて 通報制度を見直したとのくだりは、対象に加えた違反行為の類型を明記するなど、指摘の 内容及び見直しの内容を詳述した方がよい。
(政府の対応)
そのように措置した。
- 4(1)に列記している防衛省の不適正事案が、それぞれどの組織で発生したものである か分かるようにした方がよい。
(政府の対応)
記述が不足していた事案について、どの組織の事案であるかを追記した。
- 4(1)等で述べられている、防衛省が再発防止対策として導入する「総合秘密保全シス テム（仮称）」の運用開始予定期日を記載してはどうか。
(政府の対応)
そのように修正した（脚注35）

【資料編】

(参照条文)

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

（特定秘密の指定）

第3条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第5条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。
- 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 （略）

（指定の有効期間及び解除）

第4条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長す

することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることができない。

- 一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第1号において同じ。）
- 二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報
- 三 情報収集活動の手法又は能力
- 四 人的情報源に関する情報
- 五 暗号
- 六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報
- 七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5・6 (略)

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(特定秘密の保護措置)

第5条 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2・3 (略)

4 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めたときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第八条第一項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる。

5・6 (略)

(我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供)

第6条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 (略)

第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2・3 (略)

第8条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 (略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

- 一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに

準する業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第1項（同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第19条の4において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2・3 (略)

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

- 一 行政機関の長
- 二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）
- 三 内閣官房副長官
- 四 内閣総理大臣補佐官
- 五 副大臣
- 六 大臣政務官
- 七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれこととなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年

を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。)

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。（適性評価の結果等の通知）

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかつたときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとす

る。

- 4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかつた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

(行政機関の長に対する苦情の申出等)

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

- 3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。
(特定秘密の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るために基準を定めるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

(国会への報告等)

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

(施行後5年を経過した日の翌日以後の行政機関)

第3条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過した日の翌日以後における第2条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関（この法律の施行の日以後同日から起算して5年を経過する日までの間、次条第1項の規定により指定された特定秘密（附則第5条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定した情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。）を保有したことがない機関として政令で定めるもの（その請求に基づき、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。）」とする。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第5条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。）第96条の2第1項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第3条第1項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定した情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第96条の2第2項第1号の規定により付した標記又は同項第2号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第3条第2項第1号の規定によりした表示又は同項第2号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第4条第1項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

別表（第3条、第5条—第9条関係）

一 防衛に関する事項

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

三 特定有害活動の防止に関する事項

- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

四 テロリズムの防止に関する事項

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（抄）

（行政機関から除かれる機関）

第1条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第3条の規定により読み替えて適用する法第2条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、認知症施策推進本部、船舶活用医療推進本部、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人

情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。

(法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長)

第2条 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長は、内閣法制局、消費者庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省の長とする。

(指定に関する記録の作成)

第3条 法第3条第2項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第18条第1項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第3条第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
- 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
- 三 指定に係る特定秘密の概要
- 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第1号イからヌまで、第2号イからホまで、第3号イからニまで又は第4号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
- 五 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

(特定秘密の表示の方法)

第4条 法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあっては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- 一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第1様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 二・三 （略）

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

第11条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

- 一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- 二 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
- 三 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- 四 （略）
- 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 六～八 （略）
- 九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査
- 十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適當な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
- 十一・十二 （略）
- 2・3 （略）

(都道府県警察による特定秘密の保護措置)

第12条 法第5条第3項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長

(以下この項及び第19条において「警察本部長」という。)による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第1項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一～四 (略)

2 (略)

(適合事業者に関する基準)

第13条 法第五条第四項の政令で定める基準は、第十一条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができると認められることとする。

一・二 (略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置)

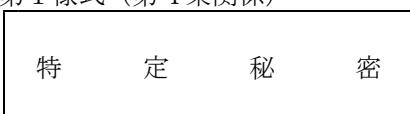
第17条 法第10条第1項第1号の政令で定める措置は、同条(同号(イ)に係る部分を除く。)に係る部分に限る。)の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

一 (略)

二 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

三～十 (略)

別記第1様式(第4条関係)



備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

○公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(抄)

(整理)

第5条

1～4 (略)

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書(以下「行政文書ファイル等」という。)について、保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第7条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。)第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 (略)

○自衛隊法(昭和29年法律第165号)(抄)

※特定秘密保護法附則第4条の規定による改正前の規定

(防衛秘密)

第96条の2 防衛大臣は、自衛隊についての別表第4に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 (略)

別表第4（第96条の2関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第8号及び第9号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第6号に掲げるものを除く。）

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に關し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）

II 特定秘密の指定等

1 指定の要件

(1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。

【別表第1号（防衛に関する事項）】

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - a 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 自衛隊の訓練又は演習
 - (b) 自衛隊の情報収集・警戒監視活動（(c)に掲げるものを除く。）
 - (c) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動
 - b 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であって外国の軍隊との運用協力に関するもの（当該外国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
 - c a又はbを分析して得られた情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ロ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イ a(b)に掲げるものを除く。）
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- a 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針
 - b 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究

c 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であって外国の政府等との防衛協力に関するもの

ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量

　　武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

　　自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

ト 防衛の用に供する暗号

　　我が国が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法（bに掲げるものを除く。）

b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c bを分析して得られた情報

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法（bに掲げるものを除く。）

b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c bを分析して得られた情報

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

　　防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

【別表第2号（外交に関する事項）】

イ 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの

a 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

(a) 国民の生命及び身体の保護

(b) 領域の保全

(c) 海洋、上空等における権益の確保

(d) 國際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）

- b 外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
 - ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
 - a 我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請
 - (b) 貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限
 - (c) 資産の移転の禁止又は制限
 - (d) 航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限
 - (e) (b)の貨物を積載した船舶の検査
 - (f) 外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）
 - b 領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針
 - ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
 - c a又はbを分析して得られた情報
 - ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ハ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力
 - ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
 - 我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）
- 【別表第3号（特定有害活動の防止に関する事項）】**
- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - a 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止
 - (b) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術
 - (c) 重要施設、要人等に対する警戒警備
 - (d) サイバー攻撃の防止
 - b 特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画
 - 若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
 - ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定によ

り行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

c a 又は b を分析して得られた情報

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】

イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

a テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（b に掲げるものを除く。）

(a) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術

(b) 重要施設、要人等に対する警戒警備

(c) サイバー攻撃の防止

b テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（b に掲げるものを除く。）

b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c a 又は b を分析して得られた情報

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

(2)～(4) (略)

2 実施体制

行政機関の長は、施行令第11条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関の長、同法第9条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を講じさせるものとする。

(1)～(12) (略)

3 指定手続

- (1) (略)
- (2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるよう具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。
- (3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「（〇〇を含む。）」、「（〇〇を除く。）」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第3条第3号の特定秘密の概要は、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。
- (4) 特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。
- (5)・(6) (略)

4 指定の有効期間の設定

- (1) 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。

例えは、

- ・ 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあっては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合には2年等）
- ・ 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあっては、一般に当該技術の進展に応じた年数（3年等）
- ・ 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあっては、当該国の指導者の任期（4年等）

と定めることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることができない情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。

- (2) (略)

III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

2 指定の解除

（1）指定の理由の点検等

ア 行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年1回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは、臨時に点検させ、各点検により、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとする。点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させるなどし、指定の要件の充足性を判断するものとする。点検を実施した際は、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるものとする。

イ 行政機関の長は、特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密に指定したにもかかわらず、指定した特定秘密に当たる情報が現存せず、これが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに指定を解除するものとする。

(2) 指定の一部解除

行政機関の長は、指定した特定秘密の一部について、指定の要件を次くに至ったときは、元の指定を維持したまま、その一部を解除するものとする。

(3) 一定の条件が生じた場合の解除等

行政機関の長は、特定秘密を指定する際に、その指定の理由において、指定を解除する条件を明らかにしていなくても、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の指定を解除すべきと認める一定の条件が生じた場合は、当該指定を解除するものとする。

また、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとする。

(4)～(6) (略)

IV 適性評価の実施

4 適性評価の実施についての告知と同意

(1)～(3) (略)

(4) 同意の取下げ

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、別添4の「適性評価の実施についての同意の取下書」（当該同意の取下書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「同意の取下書」という。）の提出により取り下げができるものとする。

イ アにより同意の取下書の提出があったときは、適性評価実施担当者は、その旨を適性評価実施責任者を経て行政機関の長に報告する。

ウ 適性評価実施責任者は、イの報告を受けたときは、当該評価対象者が登載された名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当該評価対象者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を通知する。

エ 特定秘密管理者は、適合事業者の従業者についてウの通知を受けたときは、当該適合事業者に対し、当該従業者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を別添9－2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により通知するとともに、当該通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

8 苦情の申出とその処理

(1)～(3) (略)

(4) 苦情処理結果の通知

ア 苦情処理担当者は、(3)エに掲げる行政機関の長の承認を得た後、苦情申出者に対し、別添11の「苦情処理結果通知書」（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により、苦情についての処理の結果を通知する。

イ 苦情の処理の結果を通知する際は、単に結論を示すだけでなく、判断の根拠等を具体的に説明するものとする。ただし、苦情申出者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、結果の通知によって、適性評価の調査の着眼点、情報源、手法等が明らかとなり、適性評価の円滑な実施の確保を妨げることとならないようにしなければならない。

ウ 苦情処理の結果、適性評価の手続等が法令若しくは本運用基準の規定に違反し、又は適正を欠いていると認めるときは、苦情処理責任者は適性評価実施責任者にその改善を求めるものとする。

エ 苦情の処理の結果、改めて適性評価を行う必要があると認める場合には、苦情処理責任者はその旨を適性評価実施責任者に通知する。

オ 適性評価実施責任者は、エの通知を受けたときは、当該通知の内容を苦情申出者が登載された名簿を提出した特定秘密管理者に通知する。この場合において、苦情申出者が適合事業者の従業者であるときは、特定秘密管理者は、当該適合事業者に対し、当該通知の内容を通知するとともに、苦情申出者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該派遣労働者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

カ エの場合、適性評価実施責任者は、改めて適性評価を実施する。この場合においては、5(1)ア及び(2)アの規定にかかわらず、質問票及び調査票の提出を求めないことができる。

(5) (略)

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力

- (1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。
- (2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置する。内閣保全監視委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。
- (3)・(4) (略)

3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

- (1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正

ア 内閣府独立公文書管理監（内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。ここでいう「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否、すなわち、特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書（以下「保存期間1年未満の特定秘密文書」という。）の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれる。

なお、保存期間1年未満の特定秘密文書の管理については、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則による。

イ (略)

ウ 内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。

- (2) (略)

4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

(1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

- (ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。
- (イ) 行政機関の長は、通報を受理した場合、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、適正な調査

の遂行に支障がある場合はこの限りではない。

(ウ)～(カ) (略)

イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ) (ア)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(オ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- a ア(ア)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- b ア(ア)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- c 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(ウ)～(ケ) (略)

(3) (略)

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数(II 1 (1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。)

(イ) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去1年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数

(カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去1年に処理した4(2)ア(ア)の通報の件数

(ク) 過去1年に適性評価を実施した件数(警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。)

(ケ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数

(コ) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数

(サ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例

(シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

○国会法（昭和22年法律第79号）（抄）

第102条の13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査するとともに、行政における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除、適性評価（重要経済安保情報保護活用法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施並びに適合事業者の認定（重要経済安保情報保護活用法第18条第1項に規定する適合事業者の認定をいう。）の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密又は重要経済安保情報の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長及び重要経済安保情報保護活用法第2条第2項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

②～④ （略）

○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）（抄）

（事務）

第12条 会議の事務は、国家安全保障局において処理する。

(資料1)

情報保全諮問会議について

平成26年1月14日
内閣総理大臣決裁

1 趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）の適正な運用のため、情報保全諮問会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成等

(1) 会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。

ア 特定秘密保護法第3条第1項、第18条第2項及び第3項並びに附則第3条の規定に基づく意見。

イ アに掲げるもののほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見。

(2) 会議は、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する。

(3) 内閣総理大臣は、会議の構成員の中から、会議の座長及び主査を依頼する。

(4) 座長は、会議の事務を掌理する。

(5) 主査は、議事運営を含め専門的検討作業を取りまとめる。

(6) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(7) 会議の構成員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(8) 会議の議事録及び議事要旨を作成し、議事要旨については、会議終了後公表する。また、会議の配付資料についても、原則として、公表する。

3 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(資料2)

情報保全諮問会議 構成員

(五十音順、敬称略)

老川 祥一 (座長) 読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆代理
国際担当 (The Japan News 主筆)
読売新聞東京本社取締役論説委員長

神橋 一彦 立教大学法学部教授

清水 勉 日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員

住田 裕子 弁護士

鳥海 智絵 野村證券株式会社代表取締役副社長

永野 秀雄 (主査) 法政大学人間環境学部教授

野口 貴公美 一橋大学副学長
一橋大学大学院法学研究科教授

※ 令和7年6月現在

(資料3) 最も関連性の高い「事項の細目」別の特定秘密の指定の状況（令和6年末時点）

別表／事項の細目			番号
第1号 【防衛に関する事項】	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】	a【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）】	(a)【自衛隊の訓練又は演習】 1-①
		b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であって外国の軍隊との運用協力に関するもの（当該外国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動（(c)に掲げるものを除く。）】 1-②
		(c)【自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】	1-③
		ハ【口に掲げる情報の収集整理又はその能力：口aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イa(b)に掲げるものを除く。）】	1-④
	ロ【防衛に関する情報収集手段】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】	1-⑤
		b【外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	1-⑥
		c【a又はbを分析して得られた情報】	1-⑦
	ニ【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	a【防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針】	1-⑨
		b【防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】	1-⑩
		c【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であって外国の政府等との防衛協力に関するもの】	1-⑪
	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量：武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量：武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】	1-⑫
		ヘ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法：自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	1-⑬
		ト【防衛の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】	1-⑭
	チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法（bに掲げるものを除く。）】	1-⑮
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	1-⑯
		c【bを分析して得られた情報】	1-⑰
	リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法（bに掲げるものを除く。）】	1-⑱
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	1-⑲
		c【bを分析して得られた情報】	1-⑳
	ヌ【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）：防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】		
			1-㉑

※()内の数値は、令和6年中に指定した特定秘密の件数で、内数

※△が付された数値は、令和6年中に指定の有効期間が満了した特定秘密の件数

※◇内の数値は、令和6年中に指定の有効期間を延長した特定秘密の件数で、内数

※▲が付された数値は、令和6年中に指定を解除した特定秘密の件数

番号	国家安全保障会議	内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	法務省	出入国在留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
1-①														0
1-②											7 <7>			7 <7>
1-③												54 (3) <18>		(3) 54 <18>
1-④												24 (1) <22>		(1) 24 <22>
1-⑤												93 (9) <25>		(9) 93 <25>
1-⑥												68 (8) <17>	1	(8) 69 <17>
1-⑦												11 (1) <2>		(1) 11 <2>
1-⑧												15 (1) <6>		(1) 15 <6>
1-⑨												24 (2) <5>	2	(2) 26 <5>
1-⑩												10 <5>		10 <5>
1-⑪												3 <2>		3 <2>
1-⑫														0
1-⑬												1 <1>		1 <1>
1-⑭												77 △7 <57>	1	△7 78 <57>
1-⑮												56 <54>	12	68 <54>
1-⑯												4 (1) <3>	7 (1)	(2) 11 <3>
1-⑰														0
1-⑱														0
1-⑲														0
1-⑳														0
1-㉑												1 <1>		1 <1>

別表／事項の細目			番号	
第2号 【外交に関する事項】	イ【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの】	a【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）】	(a)【国民の生命及び身体の保護】 2-①	
			(b)【領域の保全】 2-②	
			(c)【海洋、上空等における権益の確保】 2-③	
			(d)【国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）】 2-④	
			b【外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】 2-⑤	
	ロ【安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）】	a【我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）】	(a)【外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請】 2-⑥	
			(b)【貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限】 2-⑦	
			(c)【資産の移転の禁止又は制限】 2-⑧	
			(d)【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】 2-⑨	
			(e)【(b)の貨物を積載した船舶の検査】 2-⑩	
			(f)【外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）】 2-⑪	
			b【領域の保全のために我が国が政府が講ずる措置又はその方針】 2-⑫	
			a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】 2-⑬	
			b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】 2-⑭	
			c【a又はbを分析して得られた情報】 2-⑮	
	ニ【ハに掲げる情報の収集整理又はその能力：ハaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】		2-⑯	
	ホ【外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号・我が国が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民用用のものを除く。）】		2-⑰	

番号	国家安全保障会議	内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	法務省	出入国在留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
2-①	(1) 11 <3>	(1) 4 <1>							4 <3>					(2) 19 <7>
2-②		1 <1>							2 <2>					3 <3>
2-③														0
2-④		4												4
2-⑤		(1) 11 <3>			10 <4>			1 <1>	5 <5>		2 <2>			(1) 29 <15>
2-⑥														0
2-⑦														0
2-⑧														0
2-⑨														0
2-⑩														0
2-⑪														0
2-⑫		2 <2>				1 <1>	1 <1>							4 <4>
2-⑬									1 <1>					1 <1>
2-⑭		(1) 11 <3>	1						(1) 16 <8>		(1) 12 <5>			(3) 40 <16>
2-⑮														0
2-⑯		(5) 59 <27>						5 <5>	11 <11>	4 <4>	11 <11>			(5) 90 <58>
2-⑰		(3) 34 <23>							3 <3> ▲1					(3) 37 <26> ▲1

別表／事項の額目				番号	
第3号 【特定有害活動の防止に関する事項】	イ【特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	a【特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）】	(a)【特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止】	3-①	
			(b)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】	3-②	
			(c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】	3-③	
			(d)【サイバー攻撃の防止】	3-④	
			b【特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	3-⑤	
	ロ【特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】	3-⑥	
			b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	3-⑦	
			c【a又はbを分析して得られた情報】	3-⑧	
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】			3-⑨	
	ニ【特定有害活動の防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】			3-⑩	
第4号 【テロリズムの防止に関する事項】	イ【テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	a【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）】	(a)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】	4-①	
			(b)【重要施設、要人等に対する警戒警備】	4-②	
			(c)【サイバー攻撃の防止】	4-③	
	ロ【テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	4-④	
			a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】	4-⑤	
			b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	4-⑥	
			c【a又はbを分析して得られた情報】	4-⑦	
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】			4-⑧	
	ニ【テロリズムの防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】			4-⑨	

番号	国家安全保障会議	内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	法務省	出入国在留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
3-①														0
3-②														0
3-③														0
3-④														0
3-⑤														0
3-⑥				7 (1) <2>				4 <1>						(1) 11 <3>
3-⑦				11 (1) <3>				11 (1) <3>						(2) 22 <6>
3-⑧														0
3-⑨				16 <13>				4 <1>						20 <14>
3-⑩				1 <1>										1 <1>
4-①				(1) 4 △1 <1>										(1) 4 △1 <1>
4-②														0
4-③														0
4-④														0
4-⑤				(2) 18 △2 <5>										(2) 18 △2 <5>
4-⑥								11 (1) <3>	1					(1) 12 <3>
4-⑦														0
4-⑧		1							1					2
4-⑨														0
計	11 (1) <3>	127 (11) <60>	1	57 (5) △3 <25>	10 <4>	1 <1>	1 <1>	36 (2) <14>	44 (1) <33> ▲1	4 <4>	25 (1) <18>	448 (26) △7 <225>	23 (1)	(48) △10 <388> ▲1

(資料4) 特定秘密とみなされた旧防衛秘密の「事項の細目」別の内訳（令和6年末時点）

別表	事項の細目		件数
第1号 【防衛に関する事項】	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】	a【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（b）に掲げるものを除く。】	0
		(a)【自衛隊の訓練又は演習】	0
		(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動（（c）に掲げるものを除く。）】	7
	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの（同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	(c)【自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】	10
			22
	ロ【防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（b）に掲げるものを除く。】	15
		b【外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	10
		c【a又はbを分析して得られた情報】	1
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イa（b）に掲げるものを除く。）】		5
	ニ【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	a【防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針】	3
		b【防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】	5
		c【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】	2
第2号 【防衛に関する事項】	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量・武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】		0
	ヘ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法・自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】		1
	ト【防衛の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】		63
	チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法（b）に掲げるものを除く。】	54
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法（チ以外の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	3
	リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法（b）に掲げるものを除く。】	0
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法（チ以外の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	0
	ヌ【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）：防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】		0

(注)第2号から第4号については、該当がなかった。

(資料5)

内閣保全監視委員会の構成等について

平成26年12月8日
内閣官房長官決定
令和7年4月25日
一部改正

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）V 1 (2)の規定に基づき、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項を次のとおり定める。

- 1 内閣保全監視委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長 内閣官房長官

副委員長 内閣官房副長官（政務）

内閣官房副長官（事務）

国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官

委員 国家安全保障局長

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）

内閣情報官

警察庁長官

公安調査庁長官

外務事務次官

経済産業事務次官

海上保安庁長官

防衛事務次官

- 2 1の規定にかかわらず、内閣官房内閣情報調査室の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣、副大臣及び大臣政務官が置かれたときの内閣保全監視委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長 内閣官房内閣情報調査室の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣

委員長代理 内閣官房内閣情報調査室の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する副大臣

副委員長 内閣官房内閣情報調査室の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する大臣政務官

委員 国家安全保障局長

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）

内閣情報官

警察庁長官

公安調査庁長官

外務事務次官

経済産業事務次官

海上保安庁長官

防衛事務次官

3 前各項に定めるものほか、内閣保全監視委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この決定は、平成26年12月10日から施行する。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。